

## 目 次

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	中間答申	2
4	取下げ	2
5	平均処理期間・審議回数	2
6	各部会の開催回数	5
7	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	5
8	指名委員の実績	5
9	特徴のある事件	5
9-1	不存在事件	6
9-2	存否応答拒否事件	6
9-3	文書特定事件	6
9-4	適用除外事件	7
9-5	逆F O I A事件	7
9-6	行政文書非該当	7
10	インカメラ	7
11	ヴォーンインデックス	8
12	地方での口頭意見陳述聴取	8
13	付言の整理	9

# 情報公開審査会 3 年間の調査審議等の状況

(平成13年4月～平成16年3月)

## 1 諮問・答申件数

下表のとおり、平成13年度から平成15年度(平成16年3月末)までの3年間の諮問件数は2,010件、答申件数は1,535件、未済件数は428件となっている。

経年的にみると、平成15年度の諮問件数は平成13年度の2.5倍、答申件数は4.6倍へと急増している。

また、未済事件も、平成13年度末に193件であったものが、平成15年度末では約2.2倍の428件へと急増している。

[全体]

(単位:件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
13年度	374	177	4	193
14年度	709	540	10	352
15年度	927	818	33	428
累 計	2,010	1,535	47	

(注)未済件数は、前年度からの累計。

[行政機関]

(単位:件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
13年度	374	177	4	193
14年度	696	540	10	339
15年度	876	773	30	412
累 計	1,946	1,490	44	

(注)未済件数は、前年度からの累計。

[独立行政法人等]

(単位:件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
13年度				
14年度	13	0	0	13
15年度	51	45	3	16
累 計	64	45	3	

(注)未済件数は、前年度からの累計。

## 2 答申結果

平成16年3月末までの答申件数(1,535件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、607件(39.6%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	110(7.2%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	497(32.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	928(60.4%)

## 3 中間答申

運営規則第22条第3項の規定に基づく中間答申は、上記の答申件数とは区分しており、その実績は、以下のとおりとなっている。

年度	13年度	14年度	15年度
件数	0件	1件	10件
答申番号		14-56	15-70~78、 15-326

(注)14-56とは、14年度の答申番号第56号の事件という意味である(以下同じ。)

## 4 取下げ

諮問事件の取下げは、合計で47件である(行政機関44件、独立行政法人等3件)。諮問庁別にみると、行政機関では、厚生労働省8件、法務省7件、国税庁5件、総務省4件、外務省3件などが多い。

また、独立行政法人等では、地方公務員災害補償基金1件、日本学術振興会1件、社会保険診療報酬支払基金1件となっている。

取下げの理由をみると、全部開示したものは15件、不服申立人の自主的な取下げは30件、その他2件となっている。

## 5 平均処理期間・審議回数

平成16年3月末までの答申(1,535件)について、平均処理期間及び審議回数をみると、次のように年を追うごとに平均処理日数は長くなっているが、逆に平均審議回数は減少している。

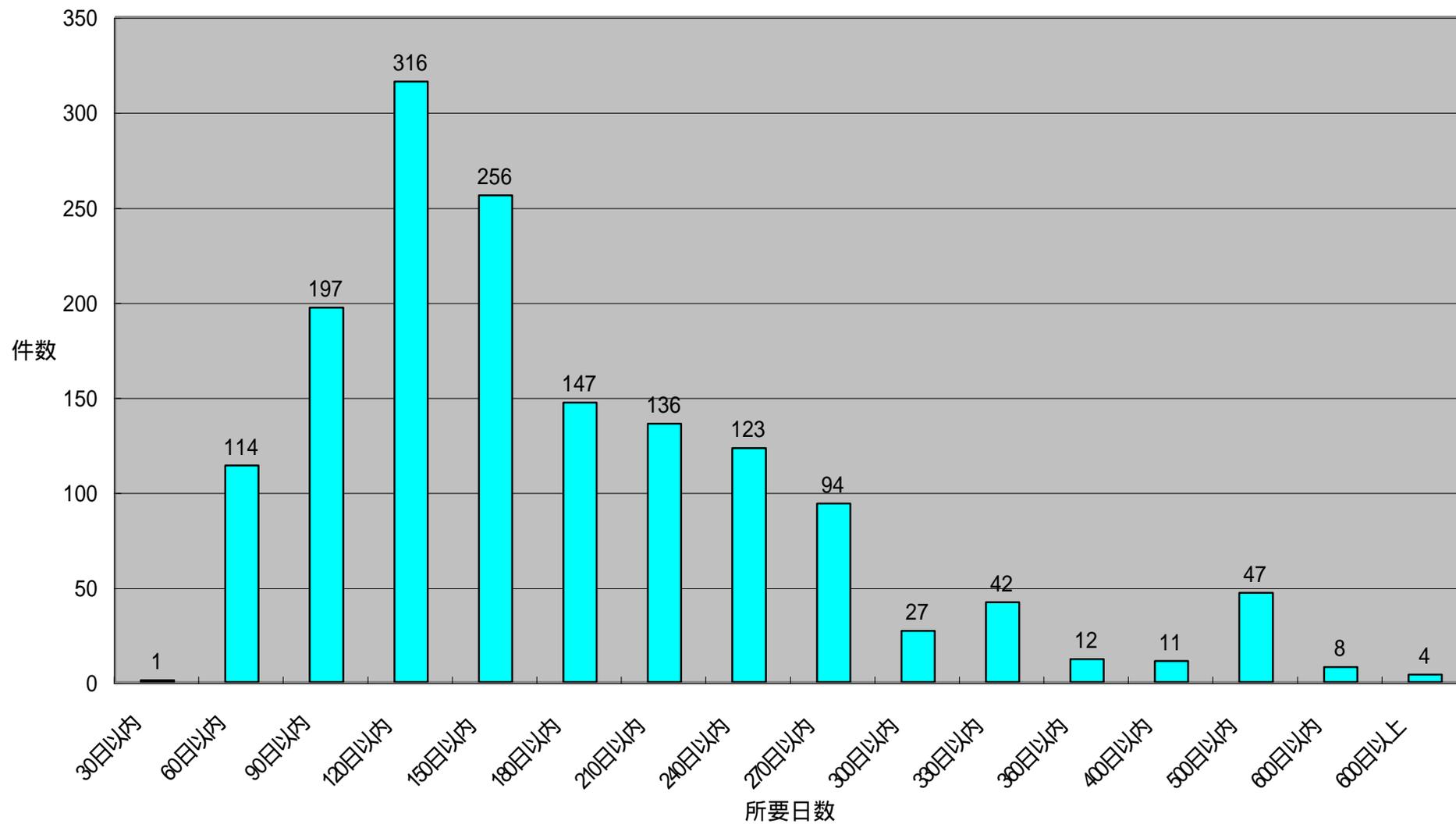
また、最短の事件では25日で処理が終了しており(14-13)、最長の事件では638日かかっている(15-373)。

年 度	13年度	14年度	15年度	13~15年度の合計
平均処理日数	105.4	155.7	176.3	160.8
平均審議回数	5.2	3.9	3.5	3.8

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、4か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内に答申	1	0.07
2か月	114	7.4
3か月	197	12.8
4か月	316	20.6
5か月	256	16.7
6か月	147	9.6
7か月	136	8.9
8か月	123	8.0
9か月	94	6.1
10か月	27	1.8
11か月	42	2.7
12か月	12	0.8
400日以内	11	0.7
500日以内	47	3.1
600日以内	8	0.5
600超	4	0.3

答申所要日数



## 6 各部会の3年間の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

	13年度	14年度	15年度
第1部会	39回	48回	44回
第2部会	37回	46回	47回
第3部会	38回	48回	47回
第4部会		23回	46回

(注) 第4部会は、平成14年10月1日に設けられた。

## 7 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成16年3月末までの答申(1,535件)についてみると、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは242件であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは919件である。

(注) 1:一つの事件について、双方ともに実施されることも多い。

2:部会又は指名委員による聴取実績である。

## 8 指名委員の活動実績

平成16年3月末までの答申(1,535件)についてみると、729件について、法30条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

## 9 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の17.7%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の12.4%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	行政機関	独立行政 法人等	合計	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	344	11	355	17.7%
存否拒否事件	244	6	250	12.4%
文書の特定を争う事件	44	2	46	2.3%
適用除外事件	34	0	34	1.7%
逆FOIA事件	27	7	34	1.7%
行政文書非該当事件	5	0	5	0.2%

(答申)

	行政機関	独立行政 法人等	合 計	備 考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	275	8	283	行政機関36件、独法人等0件
存否拒否事件	207	5	212	行政機関16件、独法人等2件
文書の特定を争う事件	28	2	30	行政機関3件、独法人等0件
適用除外事件	32	0	32	行政機関0件、独法人等0件
逆FOIA事件	19	7	26	行政機関0件、独法人等0件
行政文書非該当事件	4	0	4	行政機関0件、独法人等0件

### 9 - 1 不存在事件

不存在事件については、355件(行政機関344、独立行政法人等11)の諮問を受け、そのうち283件(行政機関275、独立行政法人等8)について答申済みである。この、不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの)は36件であり、国税庁(16)、公正取引委員会(9)、国土交通省(4)などが多い省庁となっている。

	答申番号 (不存在が妥当でないとされたもの)	備 考
平成13年度	5、35、145	
平成14年度	153、170、195、206、208、215、 221、222、223、228、229	
平成15年度	46、136、205、347、391、438、 571~586	

### 9 - 2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、250件(行政機関244、独立行政法人等6)の諮問を受け、そのうち212件(行政機関207、独立行政法人等5)について答申済みである。この、存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは18件であり、厚生労働省(7)、国税庁(4)などが多い省庁となっている。

	答申番号 (存否応答拒否が妥当でないとされたもの)	備 考
平成13年度	9、172	
平成14年度	379、459、460、461、462、	
平成15年度	91、92、93、124、132、133、214、 237、270、(独)3、(独)10	

### 9 - 3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、46件(行政機関44、独立行政法人等2)の諮問を受け、そのうち30件(行政機関28、独立行政法人等2)について答申済みである。この、文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは3件であり、防衛庁2件、法務省1件となっている。

	答申番号 (文書特定が妥当でないとされたもの)	備考
平成13年度		
平成14年度	168、169、503	498は、一部妥当でない とされた。
平成15年度		233、234は一部妥当 でないとされた。

#### 9 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、34件(行政機関34)の諮問を受け、そのうち32件(行政機関32)について答申済みである。この、適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはないが、答申の15-464号においては、適用除外とした判断について一部分は妥当でないとされている。

#### 9 - 5 逆FOIA事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、34件(行政機関27、独立行政法人等7)の諮問を受け、そのうち26件(行政機関19、独立行政法人等7)について答申済みである。

この、逆FOIA事件に関する答申のうち、その全部が妥当でないとされたものはないが、うち行政機関については5件が、独立行政法人等については諮問された7事件のすべてが、一部分につき開示しすぎであるとして逆FOIAが一部認められている。

このように、一部について逆FOIAが認められたのは、行政機関では厚生労働省(2)、経済産業省(2)、国土交通省(1)及び資源エネルギー庁(1)であり、独立行政法人等では都市基盤整備公団(4)、国民生活センター(3)である。

	答申番号(一部逆FOIAを認めるもの)	備考
平成13年度		
平成14年度	400、469	
平成15年度	60、688、689、(独)13、(独)14、(独)15、(独)29、(独)35、(独)36、(独)37	

#### 9 - 6 行政文書非該当の事件

行政文書非該当事件については、5件(行政機関5)の諮問を受け、そのうち4件(行政機関4)について答申済みである。

この、行政文書非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはないが、答申の13-81号においては、一部分について、行政文書非該当であるとした処分庁の判断が妥当ではないとされている。

#### 10 インカメラ

平成16年3月末までの答申(1,535件)についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは941件となっている。

(注): 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申

数である。対象文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 11 ヴォーンインデックス

平成16年3月末までの答申(1,535件)についてみると、諮問庁から法27条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものは、31件である。

	答申番号	備考
平成13年度	7、21、66	
平成14年度	123、128、175、176、177、234、 247、264、359、360、369、401、 411、440、441、442、443、500、 510、511、512、513、514、515	
平成15年度	31、38、139、269	

(注): 上記31件以外にも、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

## 12 地方での口頭意見陳述聴取の実施

不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を、地方において行った実績は、以下のとおりである。

	地方での口頭意見陳述聴取の実績	備考
平成13年度	平成14年2月28日～3月1日(大阪)	[3部会]
平成14年度	平成14年10月7日～8日(大阪)	[2部会]
	平成14年10月9日～10日(香川)	[1部会]
	平成14年10月29日～30日(大阪)	[3部会]
	平成15年3月13日～14日(大阪)	[4部会]
平成15年度	平成15年7月9日～10日(福岡)	[3部会]
	平成15年8月27日～28日(広島)	[1部会]
	平成15年11月5日～6日(長野)	[2部会]
	平成16年3月11日～12日(名古屋)	[4部会]

## 13 付言の実績

情報公開審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

過去の答申を整理すると、3年間で175件の答申において付言がみられ、文書管理など25の項目にわたって意見が述べられている。

項目別件数としては、文書管理に関する付言（48件）が最も多く、続いて諮問遅れに対する付言（47件）、請求人への情報提供（21件）、文書の特定（13件）という順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである（詳細については、15ページからの答申抜粋を参照）。

[注]一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもあるが、それらについては、便宜上どれか一つの項目にのみ掲載し、重複して掲載はしていない（例えば、答申の15-477や478では、理由提示以外にも、諮問遅れに関する付言がなされているが、整理の便宜上、理由提示の項目にのみ掲載してある。）。

### 1) 文書管理（48）

- ・ 歴史的資料の管理が未整備な状態であることについて、可及的速やかに整備作業を終えるべき旨の付言をしたもの（平成13年度（行情）答申第75号）。
- ・ 以前には存在した文書が、その後、どういう状況か不明のまま現時点においては発見できないとして文書不存在とされた事件につき、その保存、廃棄の状況が明確でないことは、文書管理上問題があったものと言わざるを得ない旨の付言をしたもの（平成13年度（行情）答申第145号）。
- ・ 取扱上、永年保存とされている文書が何らかの理由で不存在となっていたり、文書管理規則において保存期限が定められていない文書があるなどの状況を踏まえて、保存文書の散逸防止のための措置を実施するなど一層の文書管理の適正化を図るべきである旨の付言をしたもの（平成14年度（行情）答申第196号～第229号）。
- ・ 用地事務取扱規程により作成が義務付けられている「用地交渉記録」を作成していなかったことについて、事務処理・文書管理上問題があると言わざるを得ず、国の予算により実施されている公共事業の執行に係る事務においては、より適切かつ慎重な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成14年度（行情）答申第452号）。
- ・ 通常は作成されるであろうと思われる文書について、保有しておらず、作成したかどうか記憶がないと諮問庁が説明したことにつき、行政機関としての意思決定手続上も、文書管理規定上も問題であると言わざるを得ない旨の付言をしたもの（平成15年度（行情）答申第164号）。
- ・ 文書の望ましい保存期間について付言したもの（平成15年度（行情）答申第75

1号), など。

## 2) 諮問の遅れ・早期諮問(47)

- ・ 審査請求がされた後, 諮問までに約1年半を要したことについて, 諮問庁の対応は適切を欠いていたものと認められ, 今後速やかな諮問に向けて改善が望まれる旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第212号)。
- ・ 本件諮問が遅きに失したと一概に言い得ないものの, 開示請求権の的確な実現と他の行政事務の的確な遂行の確保との調和を図るという観点から, 今後とも, 諮問庁には, 開示決定等に対する不服申立て事件における諮問に当たって, なお一層の迅速かつ的確な対応をすることが望まれる旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申545号及び第546号)。
- ・ 諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁忙性を勘案したとしても, 開示決定等に対する不服申立てへの対応として, 本件諮問は遅きに失したものとわざるを得ず, 今後においては, 迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第709号), など。

## 3) 情報提供(21)

- ・ 行政文書の開示請求の場合には, 開示請求が容易かつ的確に行われるために, 例えば, 開示請求を受け付ける段階で, 可能な限り特定の個人の氏名の記載を避けた開示請求となるよう情報提供を行うこと, 特定の個人の氏名を記載した開示請求の場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知しているかどうかの確認を行うことなどの適切な配慮をすることが望まれる旨の付言をしたもの(平成13年度(行情)答申第22号)。
- ・ 開示請求者が望む文書を保有している行政機関を承知している場合には, 当該開示請求先に請求を行うべきである等の教示をすることが望ましかった旨の付言をしたもの(平成14年度(行情)答申第471号)。
- ・ 請求者が, 市販されている法令集等に掲載されている法律の一部を開示請求した件について, 法2条2項1号に該当し, 法の対象となる行政文書とは認められないが, 開示決定時に法律の当該条項を開示請求者に対して情報提供又は教示することが望ましかった旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第205号)。
- ・ 行政文書ファイル管理簿の記載が, 開示請求者からすると分かりにくい記載となっており, 情報公開法第38条の趣旨を踏まえて, 当該ファイルの内容を分かりやすくして, 開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるようにする必要がある旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第209号)。
- ・ 開示請求時点においては存在しなかった文書について, その後に文書が作成された場合, 開示請求の対象となる文書は, その請求の時点において存在する文書であるのを原則とするが, 文書が作成され現に存在するのであるから, 当該文書について, しかるべき方法により異議申立人に対して情報提供することが望ましい旨の付

言をしたもの（平成15年度（行情）答申第328号）、など。

#### 4) 文書の特定(13)

- ・ 文書が存在するとの先入観をもって当該文書の不開示決定をしたところ、実際には、文書はもともと存在しないことが判明した事件について、諮問庁の対応については、遺憾な点があった旨の付言をしたもの（平成14年度（行情）答申第411号）。
- ・ 諮問庁において開示請求を受けた際の対象文書の特定に不適切な対応があったことから、今後の適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成14年度（行情）諮問第485号）。
- ・ 文書の特定に当たっては、開示請求者が特別に文書を指定して請求しているのであればともかく、そうでないのであれば、対象文書に該当すると思われるものは確実に特定し、開示決定すべきであったと思われる旨の付言をしたもの（平成15年度（行情）答申第749号）、など。

#### 5) 医療関係情報の公表(9)

- ・ 医療事故の公表基準について、厚生労働省において社会的要請と個人の権利利益の保護との両立を十分考慮して議論されるべきものである旨の付言をしたもの（平成13年度（行情）答申第111号～113号）。
- ・ 医療関係職種に対する過去の行政処分につき、どこまで遡及して開示すべきかについては明確で合理的な基準が存するとは認められないので、柔道整復師を含む医療関係職種に属する者の行政処分については、諮問庁において、法の趣旨を踏まえて、速やかに整合性のある合理的な公表基準を策定することが望まれる旨の付言をしたもの（平成13年度（行情）答申第156号）。
- ・ 公益性の高い医療法人の決算情報の開示等について、本答申を契機として、公益性の高い医療法人自身が要綱等に基づいた決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧等の実施に消極的になることがあってはならず、むしろ、厚生労働省の報告書で指摘されているように、公益性の高い医療法人は決算情報を積極的に開示すべきである旨の付言をしたもの（平成15年度（行情）答申第207号）。
- ・ 添加物に関する情報の公開範囲の拡大は、医薬品の透明性確保の観点から有意義なものであり、今後、積極的に推進していくことが望まれる旨の付言をしたもの（平成14年度（行情）答申第5号）、など。

#### 6) 開示決定時の理由の提示(6)

- ・ 開示決定通知書の理由提示について、本件通知書の記載のみでは、処分庁が本件一部開示文書のどのような記載をどのような理由によって不開示としたかが示されているとは言えず、行政手続法8条の規定する理由の提示としては不十分なものと言わざるを得ず、一部開示決定を行う場合に適切な理由の提示を行うよう配慮すべきである旨の付言をしたもの（平成15年度（行情）答申第477号）。
- ・ 原処分においては、法5条1号及び2号イを理由に不開示決定を行っているが、

いずれの不開示部分がいずれの理由に該当するかは不明確と言わざるを得ず、本件不開示決定における理由付記は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、適切を欠くものであり、諮問庁においては、指導等適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成 15 年度（行情）答申第 646 号）、など。

#### 7) 開示決定通知書における対象文書の表記（6）

- ・ 開示決定通知書において、特定された文書名を表記するのではなく、開示請求者の請求文書名の表記をそのまま記載したことについて、本件対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう諮問庁としては配慮すべきであった旨の付言を行ったもの（平成 15 年度（行情）答申第 567 号～569 号）。
- ・ 開示決定通知書に具体的な行政文書名を記載せずに決定した件について、情報公開制度の趣旨が損なわれかねないことになるとも考えられることから、諮問庁においては、開示請求対象文書の特定や開示決定等において、今後同様のことがないよう責任ある適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの（平成 15 年度（行情）答申第 690 号）。
- ・ 開示決定通知書において、特定された文書名を表記するのではなく、開示請求者の請求文書名の表記をそのまま記載したことについて、直ちに、本件対象文書の特定について違法があったとは言い難いが、本件対象文書の表題に不開示情報が含まれている場合は格別、そうでない場合には、本件対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう、諮問庁としては配慮すべきであった旨の付言をしたもの（平成 15 年度（行情）答申第 785 号）、など。

#### 8) 誤った開示の実施防止（4）

- ・ 開示決定書では開示するとしていた部分の一部を、開示の実施を行う際に誤って墨塗りして開示したことに対して、今後、適切に対処すべきである旨の付言をしたもの（平成 15 年度（行情）答申第 616 号）、など。

#### 9) 法 6 条 2 項の部分開示（3）

- ・ 法 6 条 2 項の部分開示の在り方について、原則として特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分である氏名等をまず不開示とし、その余の部分の開示の適否を検討すべきであった旨の付言をしたもの（平成 15 年度（行情）答申第 141 号）、など。

#### 10) 諮問後の方針変更部分の速やかな開示（2）

- ・ 諮問庁において諮問前に大幅な判断の変更があり、かなりの部分について開示を相当と判断している場合、不開示事由に該当する情報を除き速やかに開示すべきであるという法の趣旨に照らし、本件諮問に先立ち、開示相当部分の開示を行うべきであった旨の付言をしたもの（平成 13 年度（行情）答申第 131 号）、など。

#### 11) 開示決定延長通知の記載内容（2）

- ・ 法 11 条の規定による開示決定等の期限の延長の理由として、単に「開示請求に

係る行政文書が著しく大量であるため」と記載したことからは、本件の事情が開示請求者に十分に伝わるとは認められず、今後適切な記載に改めることが望まれる旨の付言をしたもの（平成15年度(行情)答申第691号及び第692号）。

**12) 開示決定通知書の送付遅れ(1)**

- ・ 開示決定通知書の決裁が終了した当日に同書を郵送する手続を行わず、翌日になって前日付けの開示決定通知書を郵送したことに対して、その通知が遅れたことは不適切なものである旨の付言をしたもの（平成15年度(行情)答申第415号）。

**13) 開示請求書の放置(1)**

- ・ 開示請求書が86日間放置された件について、当該文書が日本語によらず英語で記述されていたこと等の事情があったとしても、その趣旨を誤解した原処分庁の対応は、不適切なものであったと言わざるを得ない旨の付言をしたもの（平成15年度(行情)第312号）。

**14) 開示決定時の説明不足(1)**

- ・ 開示決定通知書には、請求者が請求した文書（「提出した一切の文書」）について応答がなされていない部分がある（応答漏れである）としてなされた不服申立事件について、理由付記に不備があるとはいえないが、本件の場合には「提出した一切の行政文書」に含まれるものとして異議申立人が文書名を特記していることから、処分庁が、当該文書の対象文書該当性について何らかの言及をすることが望ましかった旨の付言をしたもの（平成14年度(行情)答申第366号）。

**15) 開示決定時の調査不足(1)**

- ・ 処分庁が開示としない内容が、既に他の開示請求に応じて開示されていたことが判明したので、諮問庁及び処分庁による調査が不十分であった旨の付言をしたもの（平成15年度(行情)答申第481号）。

**16) 文書の適切な時期における公表(1)**

- ・ 金融政策決定会合における議事録について、日銀法20条2項の規定によって政策委員会が決定した10年という公表期間に一律にとらわれることなく、個別の事案に応じて法上の不開示事由を検討し、適切な時期に公表等が行われることが望ましい旨の付言をしたもの（平成15年度(独情)答申第31号）。

**17) 開示決定に当たっての更なる調査(1)**

- ・ 不存在とされた文書のうち一部について発見されており、改めて本件対象文書の開示等決定をするに当たっては、更なる不存在とされた文書の探索・調査が行われることを期待する旨の付言をしたもの（平成13年度(行情)答申第81号）。

**18) 行政文書ファイル管理簿への誤登載(1)**

- ・ 行政文書ファイル管理簿に誤登載があった事件について、誤登載が判明してから訂正時期までは4か月余りが経過しており、多数の文書について誤登載であることが判明している本件においては、随時訂正や開示請求者への訂正予定等の事情説明

を行うなどの適切な措置をとるべきであった旨の付言をしたもの(平成14年度(行情)答申第249号)。

19) **第三者への対応(1)**

- ・ 既に審査会に諮問され答申が行われた事件について、利害関係のある第三者からの不服申立てがあり、再度の諮問が行われた件について、このようなことを回避するため、事前に第三者に対する意見書の提出の機会を与え、あるいは、不服申立て後において、事案関係者に対して適時的確に情報提供や意見照会等を行い、必要に応じて行政不服審査手続に参加させるなどの措置を行うことが望まれる旨の付言をしたもの(平成14年度(行情)答申第138号)。

20) **行政機関間における判断の相違(1)**

- ・ 同一内容の開示請求を複数の機関に行ったところ、その判断が異なった件について、当審査会の答申を踏まえ、国の行政機関間における判断の齟齬が解消されることを期待する旨の付言をしたもの(平成14年度(行情)答申第68号)。

21) **不服申立内容の確認(1)**

- ・ 不服申立人の真意を十分に確認せずに諮問を行った事件について、不服申立てを受けた行政機関においては、不服申立てについての取扱いが申立人の真意に沿うものとなるよう、その趣旨を十分に確認した上で諮問を行うことが望まれる旨の付言をしたもの(平成14年度(行情)答申第185号)。

22) **自署の開示(1)**

- ・ それ自体は開示が相当とされ得る情報(氏名)が、自署であることによって不開示情報に該当する場合には、当該氏名自体の開示については、情報提供など適宜の方法により対応することが望ましい旨の付言をしたもの(平成14年度(行情)答申第394号)。

23) **移送(1)**

- ・ 情報公開法に基づき移送が行われた事案において、移送元である行政機関から異議申立人に送付された移送通知において、具体的にどのような文書が移送されたか明確にされていなかったため、移送した文書を明示すべきであった旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第19号)。

24) **審査会に対する説明(1)**

- ・ 諮問庁の審査会に対する説明が十分でなかったことについて、今後、適切な理由説明を行うことを望む旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第767号)。

25) **裁決・決定時における不服申立人への説明(1)**

- ・ 開示決定通知書で示した対象文書の文書量が、実際の文書量よりも多かった件について、本件異議申立てに対する決定をする際には、枚数の差異が生じた経緯及び理由を併せて明らかにすることが望まれる旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第727号)。

## 文書管理関係

開示された議事録が詳細なものではなく、また、会議配布資料も残されていないために、会議の状況が分からないとの不服申立てについて、どの程度詳細に会議の議事録を作成し、また、配付資料等を保存するかについては会議を主管する者の判断によるものではあるとしながらも、本件のように病院の管理、運営に関する基本的事項を審議する会議の場合、議事の内容を理解するために不可欠な資料については、議事録と一体として保存することが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成13年8月1日（平成13年（行情）諮問第59号）

答申日：平成13年11月21日（平成13年度（行情）答申第36号）

事件名：国立療養所中部病院長寿医療研究センター研究部長会議事録（平成12年度、平成13年4月）の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

1 本件対象文書の作成、保存について

なお、審査請求人は、議事録に会議で配付された資料が付されていないことにも言及している。どの程度詳細に会議の議事録を作成し、また、配付資料等を保存するかについては、会議を主管する者の判断によるものではあるが、法において行政文書の適正管理が定められていることを十分に踏まえた対応が求められる。すなわち、法は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする観点からも、行政文書の作成、保存、廃棄等を適正に行うことを求めているものであり、本件のように病院の管理、運営に関する基本的事項を審議する会議の場合、議事の内容を理解するために不可欠な資料については、議事録と一体として保存することが望まれる。

歴史的資料の管理が未整備な状態であることについて、可及的速やかに整備作業を終えるべき旨の付言をしたもの。

平成13年度（行情）答申第76号，平成13年度（行情）答申第79号，平成13年度（行情）答申第80号及び平成13年度（行情）答申第82号においても，同様な付言が行われている。

諮問庁：宮内庁長官

諮問日：平成13年7月13日（平成13年（行情）諮問第24号）

答申日：平成13年12月13日（平成13年度（行情）答申第75号）

事件名：昭和天皇の回想内容をまとめた「拝聴録九冊と結語」の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 歴史的資料の管理

法は、準備作業に要する期間を勘案し、2年間の期間を置いて施行されたところであり、また、歴史的資料については、原則として一般の利用に供する仕組みがあることを前提に、開示請求の対象である行政文書の範囲から除外とした法の趣旨に照らすと、諮問庁においては、歴史的資料として求められる特別の管理の体制を早急に整備すべきであるが、上記のとおり、宮内庁書陵部が保有する相当数の歴史的資料が未整理の状況にある。

諮問庁は、保存文書については、平成16年度中に目録の整備作業を終了する予定であり、皇室用図書については、修補を要するものがあること等から更に時間を要すると説明しており、これら文書の数量が膨大であることなどを考慮すれば、諮問庁の説明する事情も理解できないわけではないが、可及的速やかに整備作業を終え、歴史的資料が広く一般の利用に供されることを期待する。

以前には存在した文書が、その後、どういう状況か不明のまま現時点においては発見できないとして文書不存在とされた事件につき、その保存、廃棄の状況が明確でないことは、文書管理上問題があったものと言わざるを得ない旨の付言をしたもの。

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成13年10月25日（平成13年（行情）諮問第169号）

答申日：平成14年3月5日（平成13年度（行情）答申第145号）

事件名：水俣病認定検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（2）文書の保存等について

ア 諮問庁は、大阪高裁調査嘱託回答書の提出時（平成10年）の担当者複数名に文書の保存等の状況について確認した結果次のとおり説明している。

大阪高裁調査嘱託回答書の作成に際しては、当時水俣病認定検討会に関するファイルが2冊保存されており、担当者はこれを基にして同検討会の全体会議及び小委員会の開催期日を特定したとしていることから、当該ファイルには、前記の担当者メモがつづられていた可能性がある。当該2冊のファイルは現存しておらず、その事情として、法施行前の環境庁文書管理規程では、管理の対象となる「文書」の定義が明らかでなかったことなどから、担当者メモがつづられていたような当該ファイルは正式に保存されるべき文書ではないと解され、その後の執務室の移動や法の施行準備に伴う文書整理の際に廃棄されたものと思われる。

イ 当該ファイルが大阪高裁調査嘱託回答書の作成に利用されたものであること、52年環境保健部長通知の水俣病の認定の判断条件は現在でも基準とされているものであり、当該ファイルがその検討経緯を示すものであった可能性のあることからみれば、当該ファイルは、作成等に関与した職員個人のメモ等というよりも、組織としての共用文書の実質を備えた重要な文書と言い得るものであって、その保存、廃棄の状況が明確でないことは、文書管理上問題があったものと言わざるを得ない。

諮問庁が不存在を理由に不開示とした決定について、諮問庁がいつ文書を廃棄したのかを説明できないことについて苦言を述べたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成14年2月18日（平成14年（行情）諮問第52号）

答申日：平成14年6月28日（平成14年度（行情）答申第99号）

事件名：特定の病院で行われた脳死判定に関し、厚生省が同病院等から報告を受けた内容を示す記録等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（2） ネットワークから提供を受けた資料について

返却又は用済み後の廃棄を前提として行政機関が民間の関係者等から提供を受けた借用文書の行政文書該当性については、その文書の内容・性格、借用したときの状況などを考慮して個別具体的に判断する必要があると考えられる。本件の場合、諮問庁は、臓器移植に係るドナー等個人の情報を保護する必要性が高いことを念頭に置いて、会議終了後廃棄ないし返却することとしていたことが認められる。

しかしながら、ネットワーク提出資料は、諮問庁が設置した検証会議及び作業グループにおいて検討するためにネットワークに提出を求めたものであり、一定期間継続的に使用されることが想定されていたこと、ネットワーク提出資料は、ネットワークが原資料の写しを提出したものであり、会議終了後の返却ないし廃棄処分の方法等は、基本的に諮問庁の判断に任されていたと考えられ、これらの文書及びこれらに記載された情報の使用・管理・処分に関する権限は諮問庁が有していたと認められること、文書の内容は、上記のとおりコーディネート記録や法的必要書類等であって、その主要な情報は個人のプライバシーに配慮した形で検証会議の報告書に記載されていることなどを考慮すれば、ネットワーク提出資料は、その内容・性格、提出を求めた趣旨・目的、使用・管理・処分等の状況にかんがみ、行政機関が保有している文書であると言うことができ、行政文書に該当すると認められる。

法施行令16条6号二において、開示請求の対象文書は開示決定の日の翌日から1年以上保存する文書管理規程を作成しなければならないと規定されており、現に諮問庁の文書管理規程はそのように規定されている。さらに、同文書管理規程は、開示決定以前ならば開示請求対象文書を廃棄しても差し支えない旨定めていると解することはできない。

ネットワーク提出資料は上記のとおり行政文書に該当するのであり、諮問庁が本件開示請求後にこれを保有していたことは明らかである。諮問庁は、実質的な検証作業が終了し、ネットワーク提出資料が不要になった時点でこれを廃棄したとするが、その廃棄時期が本件不開示決定の前後のいずれであるかを明らかにすることができない。

仮に諮問庁が本件不開示決定前にネットワーク提出資料を廃棄したとすれば、本件対象文書を保有しないとして不存在とした本件不開示決定は、諮問庁の文書管理規程の趣旨に反し、妥当ではなかったと認められ、逆に本件不開示決定以後にネットワーク提出資料を廃棄したとすれば、不存在を理由とする不開示決定は違法であると言わざるを得ない。

取扱上、永年保存とされている文書が何らかの理由で不存在となっていたり、文書管理規則において保存期限が定められていない文書があるなどの状況を踏まえて、保存文書の散逸防止のための措置を実施するなど一層の文書管理の適正化を図るべきである旨の付言をしたもの。

諮問庁：公正取引委員会委員長

諮問日：平成14年6月28日（平成14年諮問第221号～第254号）

答申日：平成14年9月27日（平成14年度（行情）答申第196号～第229号）

事件名：特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件 ほか33件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 文書管理について

本件公正取引委員会委員の任免関係文書の保管状況については、取扱上永年保存とされているにもかかわらず、ファイル自体又は該当文書の多くが何らかの理由で不存在となっており、その原因も明らかとなっていないなど諮問庁の文書管理には問題があると云わざるを得ない。

また、委員の任免関係文書については、「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」等においても、人事関係文書の保存期間の定めがされていないなど、文書管理に係る規程の面も不十分な点があるものと見受けられる。

したがって、諮問庁にあっては、今後、保存文書の散逸防止のための措置を実施するなど一層の文書管理の適正化を図るとともに、開示請求に対する関係ファイルを的確に把握することが強く望まれるところである。

用地事務取扱規程により作成が義務付けられている「用地交渉記録」を作成していなかったことについて、事務処理・文書管理上問題があると言わざるを得ず、国の予算により実施されている公共事業の執行に係る事務においては、より適切かつ慎重な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成14年5月20日（平成14年（行情）諮問第159号）

答申日：平成15年2月7日（平成14年度（行情）答申第452号）

事件名：大滝ダム建設に係る用地実測平面図等の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 買収交渉の内容を記録した文書及び交渉の内容と結果が書かれた文書の不存在について

審査請求人が、本件対象文書を開示請求した際、諮問庁は、処分庁が地方建設局用地事務取扱規程により作成することとなっている「用地交渉記録」を請求対象文書として特定し、このことを審査請求人にも確認した上で、当該文書が存在しないことから、不開示としたと説明する。

しかしながら、開示請求書に記載された文言からみて、本件対象文書を「用地交渉記録」に限定することは適当ではなく、買収交渉に係る文書を広く特定すべきであったと考えられる。

そこで、本件につき、当審査会が調査したところ、審査請求人が指定した1998年度（平成10年度）に川上村北塩谷地区において処分庁との間で締結した補償契約は、本件一部開示決定に係る川上村長との間のものだけであったことが確認された。

本件契約については、諮問庁及び処分庁は、本件墓地の補償を行うに当たり、交渉相手が村という地方公共団体であり、補償交渉の相手方という立場とともに、本件事業の実施に当たって地元の公的機関として協力して進める立場にもあり、日常的に本件補償交渉のみならず、事業実施に当たっての打合せを行っていたこと、また、平成6年にも、本件事業の別の地区において、川上村に対して、本件の先例となるような墓地の造成等の補償契約を締結していたことから、「用地交渉記録」を特に作成しなかったと説明する。

大滝ダム工事事務所においては、地方整備局文書管理規則54条を受けて、近畿地方整備局長が定めた近畿地方整備局事務所及び出張所文書管理細則21条の規定に基づき、課ごとに行政文書ファイル管理簿を作成されているが、「用地交渉記録」等の文書については、用地協議関係と題する行政文書ファイルにつづられており、保存されている平成7年度から川上村との契約が締結された平成10年度までに係る当該ファイルには、川上村との間の本件に係る「用地交渉記録」がつづられていないとしてい

る。

しかしながら、当審査会において、「用地交渉記録」だけでなく、本件契約に関し、交渉の内容、結果を記録した文書がないかを処分庁に確認したところ、当該補償契約を締結する前提として川上村長と建設省大滝ダム工事事務所長が締結した二つの覚書（平成9年11月25日付け及び平成10年4月1日付け）が存在し、処分庁において保有していることが判明した。上記開示請求の際の請求対象文書の文言に照らすならば、当該文書も請求対象文書に含まれるものとするのが相当である。

なお、本件契約に関して、「用地交渉記録」を作成しなかったことについて、上記のような事情にあったということにかんがみれば、諮問庁及び処分庁の説明は特段不自然とは言えないが、用地事務取扱規程により作成が義務付けられている「用地交渉記録」を作成していなかったということは、事務処理・文書管理上問題があると言わざるを得ず、国の予算により実施されている公共事業の執行に係る事務においては、より適切かつ慎重な対応が望まれる。

通常は作成されるであろうと思われる文書について、保有しておらず、作成したかどうかも記憶にないと諮問庁が説明したことにつき、行政機関としての意思決定手続上も、文書管理規定上も問題であると言わざるを得ない旨の付言をしたもの。

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成15年2月19日（平成15年(行情)諮問第87号）

答申日：平成15年6月27日（平成15年度(行情)答申第164号）

事件名：名古屋国税局での外部カウンセラーの任用に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 本件対象文書の不存在について

諮問庁は、外部カウンセラーの委嘱について、資格、資質等を統一的に定めることは、技術的にも難しい面があり行っておらず、また、外部の第三者に委嘱する場合の手続等を定めた事務運営指針等もないとしている。

また、諮問庁は、本件外部カウンセラーの委嘱に係る特殊事情として、平成9年4月に前任の外部カウンセラーが高齢を理由に任期中に急遽辞任を申し出たため、外部カウンセラーが欠員のまま放置できないと判断し、後任者を探したところ、近隣の官公庁から特定個人の紹介を受けることができたことから、当該特定個人に対して名古屋国税局総務課の職員が面接を行い、その際、外部カウンセラーの職務の内容や謝金等については前任者と同じである旨説明して、あわただしく決まったという通常の場合とは異なった委嘱経過であったとしている。

諮問庁は、更に、当時の担当職員は他の業務で多忙であり、委嘱を決めるための決裁文書は作成しておらず、面接対象者の決定、面接の日時の通知、面接の結果、履歴等についても、文書を作成したかどうかも記憶にないとのことである旨、説明する。

本来、職員の職務上の秘密にかかわる職場での問題やプライバシーにかかわる私生活上の問題についての身上相談というセンシティブな業務を外部の第三者に委嘱するような場合については、資格、資質等の基準、選任の方法等を定めた文書が通常は作成されていると考えられる。また、たとえこれらが無いとしても、名古屋国税局として当該特定個人が外部カウンセラーとして適任であるか判断し、報酬という形で国費の支出を伴う委嘱を決定するため、住所、氏名、資格、経歴、委嘱内容、嘱託料、任期等を明らかにした文書により決裁をとることが必要であると考えられる。既に開示することとしている上記「請書」を除き、このような文書を作成しておらず、面接関係の文書についても作成したかどうかも記憶にないと諮問庁の説明は、行政機関としての意思決定手続上も、文書管理規定上も問題であると言わざるを得ない。

しかし、上記1 「採用時の審査基準」については、従来から統一的に定めていな

いという諮問庁の説明を覆すものではなく、また、本件外部カウンセラーの委嘱の際にも近隣の官公庁から紹介を受けて、当該官公庁での実績を参考にしつつ、名古屋国税局の職員が面接を行って委嘱を決めたという事情にかんがみれば、その際に審査基準はもとより、何を審査の対象にしたのかを示す文書が新たに作成されたと認めるに足る事情はうかがえない。上記1 「カウンセラーの社会的地位」に関する文書についても同様と認められる。

また、上記1 「採用の経緯」については、前任のカウンセラーが急遽辞任を申し出たため近隣の官公庁から紹介を受けて、前任者と職務の内容と謝金等は同じである旨説明して委嘱したものであり、これらが極めて短期間のうちに他の業務で多忙な職員が担当して行われたことから、委嘱に関する書類が作成されているという事情はうかがえない。

以上のことから、上記1 「採用時の審査基準」、 「採用の経緯」及び 「カウンセラーの社会的地位」に関する文書については、いずれも文書管理上問題はあるが、不存在であると認められる。

問合せに対する議事録が作成されていなかったことについて、軽微なものとは言い難く、その内容を事案処理票に残しておくといった対応をとることが望ましかった旨の付言をしたもの。

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成15年 2月18日（平成15年（行情）諮問第76号）

答申日：平成15年10月16日（平成15年度（行情）答申第347号）

事件名：特定社会福祉協議会によるボランティア輸送が道路運送法に抵触するか否かについて判断した際の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（3） 本件問い合わせに関する議事録の不存在について

上記（1）で述べたように、本件問い合わせの際に、兵庫陸運支局の担当者の1人が県協議会の担当者の説明の内容をノートにメモをとる形で記録したことが認められる。しかしながら、当該記録を諮問庁から提出を受け、当審査会が確認したところ、判読不可能な部分もあり、その体裁や記載されている内容からみて、本件問い合わせを受けた担当者が個人用のメモとして作成したものであることは明らかであり、また、当該記録を組織的に使用したとの事実も認められないことから、法2条2項の行政文書には該当しないものと認められる。

また、本件対象文書のうち、「議事録」に相当する文書がその他に存しないかどうかを調査したが、行政相談の際に作成する事案処理票も含めて本件開示請求の「議事録」に該当する文書は確認されなかったところである。

以上のことから、議事録は作成していないとして、不存在としたことは妥当であると認められる。

なお、国民からの要望、意見、問い合わせ等の行政相談があった場合には、国土交通省行政相談業務処理要領等に定める手続に従い、軽微な事案を除いて、事案処理票を残すこととなっているが、諮問庁は、本件事案は軽微な事案に該当することから、事案処理票を作成する必要のないものである旨説明する。しかしながら、上記（1）に述べたような本件問い合わせに至る経緯、背景、事情等にかんがみれば、本件問い合わせは、県内各市町の社会福祉協議会が行っている移送サービスが道路運送法に抵触することのないようにするための留意点や方法等について、県協議会が陸運支局に対して行ったものであることから、諮問庁が言うような軽微なものとは言い難く、その内容を事案処理票に残しておくといった対応をとることが望ましかったものと考えられる。

文書を廃棄する際の記録が残されていないことについて、適正な文書管理を行うべきである旨の付言をしたもの。

諮問庁：人事院総裁

諮問日：平成15年 6月27日（平成15年（行情）諮問第360号）

答申日：平成15年12月 5日（平成15年度（行情）答申第426号）

事件名：特定の人事院指令発出に係る原議書の一部開示決定（文書の特定）に関する件  
（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（2）本件開示文書以外の対象とすべき文書の不存在について

当時の文書取扱規程によれば、「人事院の議決事項」は永久保存とされていたが、諮問庁の説明によれば、「当該人事院指令の検討や議決の際の補助的な説明に係る文書」については、永久保存とされる「人事院の議決事項」と一体としては取り扱われず、保存期間が5年以下の文書として取り扱っており、既に廃棄されているとする。

上記（1）で認められた指令発出の経過にかんがみると、俸給表の適用範囲に関する指令は毎年多数発出されており、それぞれについて各府省が多数の資料を提出することとなっているので、本件のような事務的、実務的と言える指令の発出であれば、各府省から提出された資料や検討のための文書が存在していたとしても、永久保存とされる「人事院の議決事項」としては取り扱わず、5年以下の保存文書として取り扱っており、昭和62年発出の本件指令についての文書については、既に廃棄しているとする諮問庁の説明は不自然なものとは認められない。

審査請求人は、当時の文書取扱規程では、文書を廃棄する場合は不要文書一覧表及び保存文書登録簿に記入することとされていると指摘する。この点について、諮問庁は、誠に遺憾なことであるが、当時においては両文書は作成されていなかったため、これらにより廃棄の経過を明らかにすることはできないが、情報公開法施行以降の現行の文書管理規程の下では適正に管理されていると説明する。適正な文書管理を行うべきことは、当然のことであり、諮問庁の当時の文書管理には問題があったと言わざるを得ないが、これにより本件開示文書以外の本件指令に関する文書が既に廃棄されているという事実が否定されるとは言い難い。

なお、諮問庁の説明によれば、書棚及び書庫の探索は異なる者により複数回行われたが、本件開示文書以外の本件対象文書に該当する文書は発見されなかったことが認められる。

以上によれば、本件開示文書以外に本件対象文書に該当する文書は存在しないとする諮問庁の説明は特段不合理であるとは認められない。

開示請求者は、行政文書ファイル管理簿をみて文書の存在を確認して開示請求を行ったところ、処分庁から文書不存在を理由に不開示決定された件について、行政文書ファイル管理簿に誤登載等があり、文書管理の一層の適正化を図ることが強く望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成15年9月8日（平成15年（行情）諮問第747号）

答申日：平成16年2月3日（平成15年度（行情）答申第532号）

事件名：超過勤務予定者報告書（平成14年度）の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 文書管理の適正化について

厚生労働省では、年度末の行政文書ファイル管理簿の改訂時及び毎年6月の保存文書の廃棄・保存期間の延長時の年2回、行政文書ファイル管理簿の整理を行っている。

しかしながら、本件対象文書については、平成14年6月に行政文書ファイル管理簿に誤登載されて以降、同15年6月の開示請求を契機に誤登載であることが判明し、同年7月に誤登載の抹消という訂正がなされるまでの1年余にわたり、行政文書ファイル管理簿上に誤登載されていたことになる。

また、現労働政策担当参事官室が引き継いでいた旧労働省大臣官房政策調査部総合政策課等に係る平成12年度分の超過勤務予定者報告書についての行政文書ファイル管理簿への登載は、本件対象文書の誤登載確認後約5箇月が経過した同15年12月に行われている。

本来であれば、少なくとも行政文書ファイル管理簿の整理及び点検の際に、誤登録を自ら発見した上で改善措置を講ずることができたものであり、登録漏れとなっていたものについても、速やかに行政文書ファイル管理簿への登載を行い得たものと考えられるところである。

行政文書ファイル管理簿は、開示請求者等がこれを手掛かりに開示請求を行うことがある点からも、重要なものである。

かかる簿冊に登載ミス又は登載漏れがあれば、開示請求者等は、不必要な手数料支払い、あるいは不必要な手続の負担を負わされることとなる。

したがって、諮問庁にあっては、今後、本件のような行政文書ファイル管理簿への誤登載を防止するとともに、誤登載等があった場合は速やかに訂正する措置を実施するなど、文書管理の一層の適正化を図ることが強く望まれるところである。

文書を誤って廃棄したことについて、不適切であった旨の付言をしたもの。

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成15年7月25日（平成15年（行情）諮問第573号）

答申日：平成16年2月6日（平成15年度（行情）答申第537号）

事件名：徳山郵便局における警備委託契約に関する文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 文書の存否について

本件対象文書のうち、別紙記載の から までの文書（及び の文書に係る「警備委託契約の改正について（平成8年度）」の表紙を除く。以下この項において「本件文書」という。）が不存在である理由について、諮問庁及び参加人は、誤って廃棄処分としてしまったものと推定される旨説明している。

当審査会において、参加人からの説明を聴取した結果によれば、(ア) 徳山郵便局では、文書を保管している総務課のみならず、すべての課の事務室及び倉庫について本件文書を探索したが、発見できなかったこと、(イ) 当該郵便局では文書の保存にあたり、当該文書に保存期間を明示していなかったこと、(ウ) 当該郵便局では、毎年4月又は5月に可燃物処分を行っているが、平成14年においては、8月末まで局舎保全工事が行われていたため、工事終了を待って、同年9月12日に可燃物処分を行ったこと、(エ) 保存すべき文書が不存在であり、その理由が誤廃棄であると考えられるとして、処分庁は、徳山郵便局に文書を発して指導するとともに、臨局指導などの措置を行ったこと、以上の点が認められる。

以上の点のうち、(ア) の文書の探索については、本件文書を含む可能性のあるものを調査したという点で、その方法が不合理であったとは認められず、また、(イ) 及び(ウ) に関し、文書の保存方法に不適切な点があったため、保存すべき文書を徳山郵便局職員が正確に把握できず、本件の開示請求前に可燃物処分を行った際、本件文書が廃棄文書に混入してしまったとする可能性を否定することはできない。

本件においては、諮問庁及び参加人が認めるとおり、徳山郵便局においては文書の管理が適正を欠き、不適切であったと言わざるを得ず、本件文書が不存在に至った経緯が明らかであるとは言えないが、以上によれば、本件文書が保有されておらず、不存在であるとする諮問庁及び参加人の説明は、他に本件文書が存在すると推測させる特段の事情も存しないことから、これを是認するほかはない。

文書の望ましい保存期間について付言したもの。

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成15年3月28日（平成15年（行情）諮問第173号）

答申日：平成16年3月31日（平成15年度（行情）答申第751号）

事件名：平成13年公認会計士第2次試験の合否決定に関する文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 「解答」の保存について

上記2（2）イ（ウ）において記したように、試験委員が「解答」を保有していたことが認められたものの、当該文書を試験委員のみが保有しており、試験委員の退任に伴いその行政文書該当性が認められないものとなっている。

「解答」は、試験制度上重要なものであることから、今後、その形式を検討するとともに、作成された解答は試験委員のみの保有とせず、その提出を求め、事務局で保存することとし、その保有期間は、短答式試験の解答のそれに照らし、少なくとも1年とすることが望まれる。

## 諮問の遅れ・早期諮問

審査請求がされた後、諮問までに約1年半を要したことについて、諮問庁の対応は適切を欠いていたものと認められ、今後速やかな諮問に向けて改善が望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成15年5月30日（平成15年（行情）諮問第316号）

答申日：平成15年7月28日（平成15年度（行情）答申第212号）

事件名：請願書等整理票の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件開示請求について、諮問庁は、行政文書の不開示決定処分を誤りを一部認めているが、開示請求から相当の期間が経過しているため、法の目的に反し、誤りが判明した時点で直ちに是正する処理を怠っている旨主張する。

本件対象文書の特定の容易性及びその分量からして諮問に要する時間は一定程度確保されれば十分と考えられるところであるが、本件事案についての処理経過をみると、平成13年12月に審査請求がされた後、諮問までに約1年半を要しており、しかも、諮問庁の判断によれば処分庁の不開示決定に反しほとんど開示する方針であることからすると、本件事案に係る諮問庁の対応は、法の目的にかなったものとは言えず、適切を欠いていたものと認められ、今後速やかな諮問に向けて改善が望まれるものである。

不服申立てがなされてから諮問を行うまでに1年3か月あまりが経過していることについて、諮問庁の対応には遺憾な点があった旨の付言をしたもの。

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成15年3月28日（平成15年（行情）諮問第189号）

答申日：平成15年9月30日（平成15年度（行情）答申第321号）

事件名：地球温暖化防止京都会議に関する環境庁幹部会記録等の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

7 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件処分について、不服申立てがなされてから諮問を行うまでに1年3か月あまりが経過している。諮問庁が法の立法趣旨と精神を理解せず、これを軽んじていることは、法の運用上決して放置されてはならない旨主張している。これに対し、諮問庁は異議申立てを受けてから諮問するまでの期間は、京都議定書の交渉にかかる業務が多忙を極めており、交渉に係る業務自体への致命的な影響を避ける必要があったこと及び本件の諮問に関して慎重かつ十分な検討を行う必要があった旨説明する。

確かに、諮問庁が説明するように、異議申立てを受けてから諮問するまでの期間が、京都議定書の交渉に係る業務が多忙を極めていた時期に重なっていたとはいえ、この期間中全く諮問の準備のための時間が取れなかったとは考えづらいこと、また、法の趣旨に照らせば、迅速に諮問を行うことが望ましかったものと考えられ、諮問庁の対応には遺憾な点があったと認められる。

情報公開審査会への諮問遅れに対して、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望む旨の付言をしたもの。

平成15年度（行情）答申第612号、669号及び670号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月28日（平成15年（行情）諮問第583号）

答申日：平成16年2月9日（平成15年度（行情）答申第539号）

事件名：「北方四島住民支援に関する調査結果報告作成のために行った41人の関係者からの聞き取り調査の記録等」の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 諮問の遅延について

異議申立人は、本件諮問が遅延したことについて諮問庁を非難している。

開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められるのは明らかである。

そこで本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会として、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの数受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況は一般的には知ることができる立場にないものの、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。

本件諮問の内容についてみると、対象文書の量や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、本件諮問について、諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じた的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考え

る。  
諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。

審査会へのなお一層の迅速な諮問について付言したもの。

平成15年度(行情)答申第547号~566号,671号~672号,673号~677号,678号~680号,780号~784号においても,同様な付言が行われている。

諮問庁:外務大臣

諮問日:平成15年7月31日(平成15年(行情)諮問第655号及び第656号)

答申日:平成16年2月10日(平成15年度(行情)答申545号及び第546号)

事件名:平成12年3月分の外務省本省報償費の全支出に関する文書の不開示決定に関する件

平成13年1月分の外務省本省報償費の全支出に関する文書の不開示決定に関する件

(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

4 異議申立人のその他の主張について

(2) 異議申立人は,本件諮問が異議申立て後2年余りを経過してなされたことについて諮問庁を批判している。

上記異議申立人の主張は,上記に示した本件対象文書についての開示・不開示の判断を左右するものではないが,開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長は,遅滞なく諮問を行うことが求められていることは,明らかである。

そこで,本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると,当審査会としては諮問庁に対する開示請求の多寡,開示請求案件ごとの調査,検討状況について一般的には知ることができる立場にないものの,諮問庁からは,平成15年7月末に,本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされ,不服申立てから諮問までの期間が本件諮問と同じ程度の期間を経過しているものが多数含まれていること及び本件諮問と類似の諮問も多数含まれていることが認められる。

また,本件諮問事案の具体的内容等を勘案すると,本件諮問が遅きに失したと一概に言い得ないものの,開示請求権の的確な実現と他の行政事務の的確な遂行の確保との調和を図るという観点から,今後とも,諮問庁には,開示決定等に対する不服申立て事件における諮問に当たって,なお一層の迅速かつ的確な対応をすることが望まれる。

本件諮問は遅きに失したものと云わざるを得ず、今後においては、迅速かつ的確な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

平成15年度(行情)答申第728号, 735号, 736号及び737号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月14日(平成15年(行情)諮問第514号)

答申日：平成16年3月19日(平成15年度(行情)答申第709号)

事件名：日米合同委員会に係る手続規則，組織等に関する文書の一部開示決定に関する件  
(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

4 注記及びその他の主張について

(3) 異議申立人は、本件諮問が異議申立て後2年1か月余りを経過してなされたのは、違法、不当であると主張している。

本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、諮問庁からは、平成15年7月に、本件諮問を含む多数の諮問がなされ、それらの諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされたにもかかわらず、不服申立てから諮問までの期間について本件諮問と同じように長期間を経過している諮問が多数含まれていることが認められるが、本件諮問の内容についてみると、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難く、本件について、諮問庁は、遅滞なく諮問を行うべきであったものと考えられる。

このような諮問庁における本件諮問の経緯等にかんがみれば、諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁忙性を勘案したとしても、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと云わざるを得ず、今後においては、迅速かつ的確な対応が望まれるところである。

## 情報提供

行政文書の開示請求の場合には、開示請求が容易かつ的確に行われるために、例えば、開示請求を受け付ける段階で、可能な限り特定の個人の氏名の記載を避けた開示請求となるよう情報提供を行うこと、特定の個人の氏名を記載した開示請求の場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知しているかどうかの確認を行うことなどの適切な配慮をすることが望まれる旨の付言をしたもの。

平成14年度（行情）答申第116号、平成14年度（行情）答申第260号、平成14年度（行情）答申第482号、平成15年度（行情）答申第47号及び平成15年度（行情）答申第110号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成13年 7月17日（平成13年（行情）諮問第34号）

答申日：平成13年10月31日（平成13年度（行情）答申第22号）

事件名：本人からの厚生大臣あて再審査請求に係る処理文書一式の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件開示請求に係る行政文書の特定に際して、異議申立人の氏名を記載したことが結果として存否応答拒否処分につながったのであれば、法38条や行政手続法7条及び9条に基づき適切な措置を行うべきところ、それを怠った違法があると主張している。

法38条は、行政文書の特定に資する情報の提供その他請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずることを、行政手続法7条は形式上の要件に適合しない申請については速やかに補正を求めることをそれぞれ規定しているが、既に正式に受理され処理されていること、また、行政手続法9条は開示申請者の求めに応じて申請書の記載等に関して情報提供に努めることを規定しているが、異議申立人からの求めがあったと認められないことから、それぞれ何ら法律上の規定に違反しているとは言えず、申立人の主張は認められない。

なお、本件のように本人による自己情報が記載されているとする行政文書の開示請求の場合には、法38条の規定の趣旨に照らせば、開示請求が容易かつ的確に行われるために、例えば、開示請求を受け付ける段階で、可能な限り特定の個人の氏名の記載を避けた開示請求となるよう情報提供を行うこと、特定の個人の氏名を記載した開示請求の場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知しているかどうかの確認を行うことなどの適切な配慮をすることが望まれる。

行政機関は、開示請求を行う者に対して、十分に情報提供を行う旨の付言をしたもの。

諮問庁：検事総長

諮問日：平成13年6月4日（平成13年（行情）諮問第4号）

答申日：平成13年11月30日（平成13年度（行情）答申第59号）

事件名：刑事確定訴訟記録の閲覧許可に係る米国司法省への連絡記録の不開示決定（不  
存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

## 2 本件対象文書の該当性

本件開示請求書には、請求する行政文書の名称として、「（前略）確定訴訟記録の閲覧請求をした件で、囑託尋問調書及びその手続関係の記録を閲覧許可することにつき、（中略）1993年3月から4月ころ、その一連の経過、閲覧許可する旨を外交ルートを通じて、米国司法省に連絡した一切の記録」と記載されている。

この請求対象の中には、米国司法省に対して連絡した記録に加え、米国司法省から回答された記録も含まれるものと解することができる。

しかしながら、本件電話聴取書は、米国司法省からの回答そのものでないことはもとより、これを直接に記録したものでなく、東京地方検察庁の担当者が法務省刑事局の担当者から電話で聴き取った内容を内部の事務的な報告のために文書化したものであること、また、閲覧請求書の原本は、審査請求人自身が提出したもので、米国司法省への連絡の原因となった文書にすぎないことから、これらは、いずれも本件対象文書には該当しないと解するのが相当である。

なお、本件電話聴取書が本件対象文書に該当しないことは以上のとおりであるが、これについては、本件の審議の過程で、諮問庁がその存在を明らかにするとともにその写しを資料として当審査会に提出し、当審査会はこれを審査請求人に送付した。しかし、法38条の趣旨に照らせば、同検察庁としては、原決定をする前に、審査請求人に対し、本件電話聴取書が存在することなど所要の情報を提供することが望ましかったものと考えられるので、この点を付言する。

行政機関は行政文書の特定に資する情報の提供など、開示請求者に対してより適切な教示を行うことが望ましかったと考えられる旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成14年4月26日（平成14年（行情）諮問第142号）

答申日：平成14年8月13日（平成14年度（行情）答申第146号）

事件名：地域産業労働懇談会の設置状況等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（2） 異議申立人は、下部機関（都道府県労働局）が保有する文書について、厚生労働省が「移送・回送」等を行って開示すべしと主張しているところ、この主張は、諮問庁に対象文書を取り寄せて開示する義務があるとの主張を含むものと解されるので、これらの点につき検討する。

厚生労働省においては、法17条の規定に基づき、法に定める事項に係る権限及び事務を都道府県労働局長に委任しており、その旨告示しているところであり、都道府県労働局長は、厚生労働大臣から独立して法に基づく開示決定等を行うこととされている。諮問庁は、上記第3の2（1）のとおり、本件対象文書として本件開示文書を保有しており、これを開示したのであるから、それ以外の地域産業労働懇談会の設置状況、構成する労使団体の状況、構成員の任命手続を記録する文書について、仮に都道府県労働局長が保有していたとしても、本省に構成員の任命基準に相当する本件対象文書が存在することから、まずこれを開示するのが法の基本的考え方であり、開示請求文書の不存在を前提として都道府県労働局長に回送の手続を取ることは不可能である旨説明する。このような場合、一般には、開示請求対象を分離し、諮問庁において保有していない部分を、当該部分を確実に保有している都道府県労働局長に回送することは可能であると考えられる。しかし、本件においては、諮問庁は、どの都道府県労働局長に回送すべきかも不明であったのであるから、上記の諮問庁の説明をあながち不合理であるとすることはできない。

また、法3条は、行政機関の長に対する開示請求の対象を「当該行政機関が保有する行政文書」とし、行政文書を保有する行政機関において開示請求に対応すべきことを明確にするとともに、法9条2項は、行政機関の長は、開示請求に係る文書を保有していないときは「開示しない旨の決定」をすべきこととしている。また、法の他の規定をみても、開示請求を受けた行政機関の長に、開示請求に係る行政文書を他の行政機関から取り寄せて開示決定等を行う義務を定めたものはない。

これらの法の趣旨に照らし、本件開示請求に対して、諮問庁が開示請求に係る行政文書を保有しておらず、しかも、いずれの都道府県労働局が「地域産業労働懇談

会の設置状況，構成する労使団体の状況，構成員の任命手続を記録する文書」を保有しているかすら不明な場合に，諮問庁が各都道府県労働局に開示請求対象文書の存否を問い合わせた上で，これを取り寄せる義務があるとまでは解されない。したがって，諮問庁が都道府県労働局から開示請求対象文書を取り寄せて開示することまで法が求めているとは認められず，異議申立人の主張には理由があるとは認められない。しかしながら，行政機関は行政文書の特定に資する情報の提供など開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じる旨の法38条の趣旨を踏まえれば，諮問庁としては開示請求者に対してより適切な教示を行うことが望ましかったと考えられる。

開示請求者が望む文書を保有している行政機関を承知している場合には、当該開示請求先に請求を行うべきである等の教示をすることが望ましかった旨の付言をしたもの。

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成14年10月7日（平成14年（行情）諮問第431号）

答申日：平成15年2月21日（平成14年度（行情）答申第471号）

事件名：行政手続オンライン化法整備法案に関し、関係士業団体に提示した改正案の不  
示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 本件対象文書の不存在について

諮問庁は、整備法案による個別法の改正が必要な場合には、まず個別法の所管府省が関係の士業団体を含めた関係者との調整を行うとともに、個別法の改正案を検討し、内閣法制局の事前の審査を受けることとされ、この審査を終了した改正案が総務省に提出されると説明している。その後、総務省は、行政手続オンライン化法の主管省として各所管府省から提出を受けた個別法の改正に係る条文案を取りまとめ、内閣法制局の本審査を受けるとともに、必要な調整を行うと説明している。

また、諮問庁は、各所管省が個別法改正について各士業団体と調整を行うか否かについて、また、調整が行われた場合にどのような協議がなされたかについて承知していないと説明する。

一般に、一の法律の制定改廃により、他の法律の改正の必要が生じた場合には、立法の形式としてそれぞれ別に法律を改正する方法、当該一の法律の附則で他の法律を改正する方法、本件のような整備法にまとめる方法が考えられるが、これらのいずれかを採用するかについては、いわゆる立法経済の側面等により判断されるものである。

したがって、本件のように整備法にまとめる方法が採られたとしても、それを取りまとめる府省がすべての内容を把握するということは通常想定し難く、個別法の内容の検討や各士業団体等との調整が各個別法の所管府省によって行われたとする諮問庁の説明に特段不自然な点はないものと認められる。念のため、所管省の担当者に聴取したところ、諮問庁の説明に反するような点は確認できなかった。

また、異議申立人は、別途内閣法制局長官に「整備法案に関する法令案審議録のうち、海事代理士法の改正に係る部分であって、総務省が提出した資料等の行政文書」の開示請求を行ったところ、総務省から提出されたものであるとの理由から総務省に移送されて開示決定された行政文書が存在することを根拠に本件対象文書が総務省に存在するはずである旨主張する。しかし、上述のとおり総務省は整備法案の取りまとめ省として内閣法制局の審査を受けたものと認められるものであり、開示決定された行政文書もこの総務省が受けた内閣法制局の審査に係るものである。一方、本件対象

文書は個別法の改正案の検討に係るものであるから、開示決定された行政文書は、本件対象文書と同一のものではない。また、開示決定された行政文書は、本件対象文書が総務省に存在するか否かということにはかかわらず作成されるものであるから、開示決定された行政文書の存在が、本件対象文書が総務省に存在することを推測させるものでもない。よって、内閣法制局と総務省との調整の過程で総務省が内閣法制局に対して提出したところの、移送を受けた行政文書が存在したからといって、本件対象文書が存在しないという事実は何ら影響を及ぼすものではないという諮問庁の主張は、不合理とは言えない。

上記のことから、本件対象文書が存在しないとの諮問庁の主張は妥当なものであると認められる。

なお、開示請求時において、仮に各士業団体との調整が行われる場合、それは各個別法の所管府省において行われるということを総務省は承知していたのだから、開示請求者に対して、各所管府省に対して開示請求を行うべきである等の教示をすることが望ましかったと思われる。

請求時点において効力を有する省令についての開示請求が行われ、当該時点においては対象文書とはされなかったが、1月後の開示決定時点までには既に新しい省令が官報に掲載され、当該省令が4月後に施行される（効力を有する）予定であった事件につき、諮問庁は、異議申立人に対して同省令につき情報提供することが望ましかったものと考えられる旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成14年11月6日（平成14年（行情）諮問第468号）

答申日：平成15年3月6日（平成14年度（行情）答申第498号）

事件名：未決拘禁者の自弁又は差入れに係る物品の取扱いに関する訓令・通達等の開示決定（文書の特定）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 被収容者に係る物品の給与、貸与、自弁等に関する規則について

自弁物品取扱規則は平成15年1月1日に廃止され、同日から「被収容者に係る物品の給与、貸与、自弁等に関する規則」（平成14年法務省令第48号）が施行されているが、同省令は、未決拘禁者の自弁又は差入れに係る物品の取扱いを定めているものと認められる。ただし、諮問庁では、異議申立人が同省令の施行されていない平成14年7月に、「現在効力を有する分」の開示請求を行ったことから、同省令を対象文書として特定しなかったものであるとしている。

確かに、諮問庁が異議申立人の開示請求書の文言に照らし、同省令を対象文書として特定しなかったことに違法はないと認められるが、諮問庁が当初異議申立人の平成14年7月29日の開示請求に際し、文書の特定に疑義があるとして文書で異議申立人に回答を求めたという経緯や、諮問庁が開示決定を行った同年8月29日の時点では既に同省令が同月1日付けの官報に掲載され、平成15年1月1日から施行されることが定まっていたこと等にかんがみれば、諮問庁は、異議申立人に対して同省令につき情報提供することが望ましかったものと考えられる。

また、現時点においては、既に本件対象文書である自弁物品取扱規則及び上記第1の～の通牒がすべて廃止され、同省令がこれに代わって施行されていることから、異議申立てに対する決定に際しては、同省令及びこれに関する関係通達等があれば当該通達等を併せて開示対象文書に含めることが相当であるとする。

請求者が、市販されている法令集等に掲載されている法律の一部を開示請求した件について、法2条2項1号に該当し、法の対象となる行政文書とは認められないが、開示決定時に法律の当該条項を開示請求者に対して情報提供又は教示することが望ましかった旨の付言をしたもの。

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成15年2月18日（平成15年（行情）諮問第75号）

答申日：平成15年7月18日（平成15年度（行情）答申第205号）

事件名：特定会社の考案したサービスが自動車運転代行業に該当するか否かについて回答した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（2）判断の根拠となった法律、規則等の文書について

本件開示請求は、運転代行業法や関係規則のうち、本件問い合せに対する回答を行うに当たって、その根拠とした条項や行政庁内部の通達等の該当個所が何であるかを求めていると考えられるところ、諮問庁は、本件問い合せに対する回答に当たっては、特段回答の根拠となった法令の規定、条項等まとめた資料、文書等は作成していないと説明するが、本件問い合せに対する回答は、上記（1）においても述べたように、短期間のうちにすべて口頭で行われたもので、法文上も一義的に解釈できる内容のものであったことからすると、上記のような文書を作成しなかったとする諮問庁の説明には不自然な点は認められない。

しかしながら、本件問い合せに対する回答を行うに当たっては、運転代行業法2条1項の自動車運転代行業の定義を規定した部分や平成14年5月17日付けで国土交通省自動車交通局旅客課長から各地方運輸局自動車部長等に対して通知された「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に係る運用上の留意事項等について」（以下「平成14年通達」という。）に添付された警察庁交通局長通知「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈及び運用について」の記の第2の「自動車運転代行業の範囲について」の記載部分を参照したものと認められることから、上記の法律及び通達が本件対象文書に該当するか否かについて以下検討する。

諮問庁によれば、処分庁は、開示請求文書のうち、根拠となる法令、規則等の行政文書である運転代行業法等は冊子として市販されているものであり、法2条2項1号の「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当するとして、行政文書に該当しないと判断したが、決定時にその旨を教示すべきであったとして、開示請求とは別に、審査請求人に対して送付しているとのことである。

上記の文書のうち、運転代行業法2条1項の自動車運転代行業の定義を規定した部

分については、市販されている法令集等に掲載されている運転代行業法の一部であることから、法2条2項1号に該当し、法の対象となる行政文書とは認められない。ただし、開示決定時に運転代行業法の当該条項を開示請求者に対して情報提供又は教示することが望ましかったと考えられる。

また、平成14年通達については、市販されている書籍、資料等に掲載されている事実は認められず、当該文書は本件対象文書に含まれるものと認められる。

以上のとおり、本件問い合せに対する回答を行う際の根拠とした平成14年通達を対象文書として特定し、改めて決定すべきであると認められる。

行政文書ファイル管理簿の記載が、開示請求者からすると分かりにくい記載となっており、情報公開法第38条の趣旨を踏まえて、当該ファイルの内容を分かりやすくして、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるようにする必要がある旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年3月24日（平成15年（行情）諮問第150号）

答申日：平成15年7月28日（平成15年度（行情）答申第209号）

事件名：「北朝鮮1～8」の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 相互に密接な関連を有する文書について

異議申立人は、本件対象文書が外務省の文書管理規程に基づき行政文書ファイルとして取りまとめられたものであるから、すべて令13条2項2号に言うところの相互に密接な関連を有する行政文書に該当すると主張するので、以下この点について検討する。

令13条2項2号に言う相互に密接な関連を有する行政文書は、例えば、申請書と処分通知などの要請と応答に係るもの、訴訟、審判手続等における一事件に係るもの、会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料というような文書を言うものであるところ、本件対象ファイルには、上記2のとおりが多岐多様な内容の文書が時系列に応じて、事項別に整理され、とじられていることが認められることから、本件対象ファイルに編てつされた行政文書相互間において、上記のような令13条2項2号が規定する相互に密接な関連があることを認めることはできない。

なお、本件対象ファイルは、兵器関連物資等不拡散室が必要とする情報を複数の行政文書ファイルとして編てつしたものであり、また、当該各ファイルに編てつされた行政文書は、相互に密接な関連を有するとまでは言えないものである。しかしながら、諮問庁の行政文書ファイル管理簿において当該文書ファイル名が「北朝鮮1」から「北朝鮮8」までと記載されているため、開示請求者の側から見てその内容が分らず、一見、一の行政文書ファイルが分冊されたように誤認されるおそれがあるところである。

法38条の趣旨にかんがみると、行政文書ファイル名について、当該ファイルの内容を分かりやすくして、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるようにする必要があると考えられるところ、本件対象ファイルについては、2ヶ月あるいは3ヶ月ごとに時系列を基軸としてとじられていると言うのであれば、単に連番を付して区別するのではなく、少なくとも行政文書ファイルとしてまとめられた時期を行政文書ファイル名の中に明示するなどの方法を採用することが望ましかったのではないかと考えられる。

また、諮問庁は、本件補正に際して、補正補足説明の中で、異議申立人が関心を有する事項に特定して件名を記載することを補正の一つの選択肢として上げているにもかかわらず、本件対象ファイルに編てつされた事項に関する情報について一切言及していない。法38条の趣旨にかんがみて、異議申立人が件名を特定するのに資する程度での内容についての情報提供がなされるべきではなかったかと思われる。

開示請求時点においては存在しなかった文書について、その後に文書が作成された場合、開示請求の対象となる文書は、その請求の時点において存在する文書であるのを原則とするが、文書が作成され現に存在するのであるから、当該文書について、しかるべき方法により異議申立人に対して情報提供することが望ましい旨の付言をしたもの。

諮問庁：海上保安庁長官

諮問日：平成15年 5月26日（平成15年（行情）諮問第308号）

答申日：平成15年10月 3日（平成15年度（行情）答申第328号）

事件名：不開示決定に対する異議申立ての取扱いにかかわる全文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 異議申立人に対する情報提供について

本件開示決定における文書の特定は、上記に述べたように不当なものとは言えないものと認められるところではあるが、異議申立人が開示を求めている決裁起案用紙は、海上保安庁文書管理規則に基づき、同庁の事務処理に当たって作成が義務付けられている文書であり、現に存在するのであるから、当該文書について、しかるべき方法により異議申立人に対して情報提供することが望ましいものであると考える。

開示請求時点では存在していなかった法律・制度の解釈基準を示す通達がその後作成されたことについて、このような国民の権利義務に影響するような判断の基準については、法律の施行当初の時点で、明確にしておくべきであり、当該通達が発出された時点で不服申立人の審査請求が継続していたことを考慮すると、諮問庁は、速やかに審査請求人に対してこれを情報提供することが望ましかった旨の付言をしたもの。

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成15年6月18日（平成15年（行情）諮問第342号）

答申日：平成15年10月30日（平成15年度（行情）答申第372号）

事件名：熊本陸運支局が作成した「代行運転役務の説明」の書面に記載された「A B間輸送の禁止」の根拠となった法令及び通達等の開示決定（文書の特定）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（3）このような中であって、本件開示請求で求めている上記の期間以降に発出された通達について、平成15年5月8日に自動車交通局旅客課長から各地方運輸局自動車交通部長等に対して、「自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に向けた今後の取組について」と題する通達（以下「平成15年通達」という。）が発出されており、この中に、「A B間輸送」の有償性に係る判断の基準が記述された部分が存することが認められる。平成15年通達は、本件開示請求の「A B間輸送」の解釈基準を示す通達に含まれる性質の行政文書と考えられるが、本件開示請求は、平成14年8月20日になされたものであり、また、開示請求に係る行政文書の作成時期が開示請求書において平成13年7月4日から平成14年8月20日までの期間と明示されていることからすると、本件対象文書には含まれないものと認められる。

なお、このような国民の権利義務に影響するような判断の基準については、運転代行業法の施行当初の時点で、明確にしておくべきであったものと考えられる。また、本件審査請求が平成15年通達が発出された時点で継続していたことを考慮すると、諮問庁は、速やかに審査請求人に対してこれを情報提供することが望ましかったと考えられる。

開示請求を行うに当たって、開示請求者が自己情報を名指し請求する場合もまま見られるところであるが、その場合には存否応答拒否になることが多いので、情報提供することが適切である旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成15年 9月26日（平成15年（行情）諮問第760号）

答申日：平成15年12月 5日（平成15年度（行情）答申第427号）

事件名：北九州東労働基準監督署の特定日付け不支給決定通知に係る特定個人に関する障害（補償）給付実地調査復命書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件決定のように個人に関する情報であることを理由に開示できないならば、開示請求の時点で開示できないと説明すべきである旨を主張する。本件のように請求者本人の自己情報が記載されているとする行政文書の開示請求の場合には、開示請求を受けた行政機関では、行政文書の存否について応答が拒否される可能性があることを請求者に示唆するなど適切な配慮をすることが望まれるが、審査請求人の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

その他審査請求人は、審査請求書に添付した福岡県弁護士会の資料の「介護・福祉支援業務」の欄に、本人の予想より軽度の要介護認定がなされたときに、当人の認定の基礎となった訪問調査票（概況調査、基本調査、特記事項）とかかりつけ医（主治医）の意見書のコピーを開示してもらってください等との記載があり、本件不開示決定は明らかに誤りであるなど種々の主張をするが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

開示請求時に請求人が請求するような内容の文書は存在しなかったが、その後に文書が作成された場合の開示請求者への情報提供について、当該文書をしかるべき方法により異議申立人に対して情報提供するといったことが望ましい旨の付言をしたもの。

付言したもの。

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成15年 3月28日（平成15年（行情）諮問第186号）

答申日：平成15年12月11日（平成15年度（行情）答申第438号）

事件名：運転代行車によるA B間輸送の取扱いに関して警察庁から説明を受けた内容が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「A B間輸送」の違法性の判断に当たっての有償か否かの基準が明確になっていない現状において、「A B間輸送」に違法性があると判断した場合には、事業活動を制限しうる重大な不利益処分を課すことも可能であり、そのような判断基準について、旧運輸省が何ら審議又は文書の作成を行っていないということは、国土交通省文書管理規則4条の文書作成の原則の規定に抵触する旨主張する。

この点については、平成15年5月8日に自動車交通局旅客課長から各地方運輸局自動車交通部長等に対して通知された「自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に向けた今後の取組について」と題する通達の中に、「A B間輸送」の有償性に係る判断の基準が明確に記述されていることが認められる。異議申立人が意見書において上記通達に触れているのは、上記通達の発出に当たって、国土交通省において「A B間輸送」の有償性について協議・検討した内容が記載された文書があるのではないかと考えている。通常通達の発出に当たっては、関係する部局間等で検討・協議を事前に行うものであり、上記通達の発出に当たってもそのような文書が存在するかどうか当審査会から諮問庁に確認を求めたところ、本省と地方運輸局との間で議論した内容が記載された文書が存在することが確認された。当該文書は、諮問庁によれば、上記通達の発出される前に通達の素案を地方運輸局に示して、意見等を集めたものを整理したものであるとのことであり、当該文書は、本件開示請求時には存在していなかったのであるから、本件対象文書には含まれないことは明らかであるが、そこに記載されている内容からすると、本件開示請求に係る「A B間輸送」についての取扱いを協議した」内容が記載されたものであると認められる。また、当該文書については、別途の開示請求に対し、開示決定が既になされているとの事情も認められることから、当該文書をしかるべき方法により異議申立人に対して情報提供するといったことが望ましいと考えられる。

不服申立人が、文書のすべてが黒塗りでもよいから不開示とされた文書の枚数を知りたいとの不服申立てを行ったことについて、十分な説明を行い便宜を図ることが望ましかった旨の付言をしたもの。

平成15年度（行情）答申第598号及び第599号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成15年7月31日（平成15年（行情）諮問第634号，第635号及び第636号）

答申日：平成16年2月13日（平成15年度（行情）答申第595号，第596号及び第597号）

事件名：熱田税務署における事後処理整理票兼決議書・還付留保整理票（平成14年3月31日現在）の不開示決定に関する件

熱田税務署における事後処理整理票兼決議書・還付留保整理票（平成14年3月31日現在）の不開示決定に関する件

熱田税務署におけるイメージ処理分及び国税総合管理システム分の還付留保一覧表（平成14年3月31日）の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（3）審査求人の主張への処分庁における対応について

処分庁においては、本件開示請求が上記のような趣旨であることを把握できたのであれば、仮に第1文書を不開示決定する場合にあっても、例えば、第1文書が還付留保1件ごとに作成されるものであることを説明し、不開示決定通知書に特定した第1文書の枚数を記載するなどの措置をとることにより、便宜を図ることが望ましかったと考えられる。

## 文書の特定

文書が存在するとの先入観をもって当該文書の不開示決定をしたところ、実際には、文書はもともと存在しないことが判明した事件について、諮問庁の対応については、遺憾な点があった旨の付言をしたもの。

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成13年8月2日（平成13年（行情）諮問第65号）

答申日：平成15年1月17日（平成14年度（行情）答申第411号）

事件名：山一証券に関する検査報告書等の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

10 本件対象文書の特定について

（1） 上記1記載のとおり、本件開示等決定に際し、諮問庁は平成9年11月25日を検査基準日とする検査に係る示達書が存在しないことを看過していたものである。  
この点については、上記5記載のとおり既に当審査会としての判断を示したところであるが、同示達書に関する諮問庁の対応については、遺憾な点があったと考える。

諮問庁において開示請求を受けた際の対象文書の特定に不適切な対応があったことから、今後の適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成14年10月15日（平成14年（行情）諮問第438号）

答申日：平成15年2月28日（平成14年度（行情）諮問第485号）

事件名：特定財団法人の評議員名簿の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 その他

上記2のとおり、諮問庁は本件開示請求に対し、当初対象とすべき行政文書の具体的な特定を怠り、また、本来対象文書として含めるべき文書を含めていなかったなど、開示請求対象文書の特定の手続において適正な対応が行われていなかったと言わざるを得ず、今後の適切な対応が望まれる。

文書の特定に当たって、開示請求者が特別に文書を指定して請求しているのであればともかく、そうでないのであれば、対象文書に該当すると思われるものは確実に特定すべき旨の付言をしたもの。

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成15年11月19日（平成15年（行情）諮問第839号）

答申日：平成16年3月29日（平成15年度（行情）答申第749号）

事件名：元特許庁長官の特定会社への再就職に関する文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

#### 5 適切な文書の特定について

諮問庁は、開示請求の内容は、一般的に当該再就職についてまとめられた文書であると判断されたため、開示決定に際して、第2決定で開示することとした文書についても検討はしたものの、開示請求書の記載振りから、就職先企業の過去5年間分の営業報告書やパンフレット等の国家公務員法に基づく審査の過程における資料よりも、同法103条9項に規定する国会等への報告資料の方が、再就職に係る情報が整理された形で提供でき、請求者の請求内容の趣旨は後者であると判断したとしている。また、諮問庁においては、通常、経済産業省の場合、開示請求者が窓口で請求書を持参した場合は、原則として、担当課室の職員を窓口呼び、その場で開示請求者と直接請求内容及び請求文書の確認をするという手順を取っているところ、本件の場合は、異議申立人から、その必要はない旨の回答があったため、第1決定のような判断をしたとしている。

しかしながら、文書の特定に当たっては、開示請求者が特別に文書を指定して請求しているのであればともかく、そうでないのであれば、対象文書に該当すると思われるものは確実に特定し、開示決定すべきであったと思われるので、この点を付言する。

開示請求に対して、文書の存在を確認することなく文書を特定して不開示決定をしたところ、諮問後に文書の不存在が発覚した件について、諮問庁の対応は法の趣旨を没却する旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月30日（平成15年（行情）諮問第605～614号）

答申日：平成16年3月31日（平成15年度（行情）答申第768～777号）

事件名：平成2年～11年に実施された在外公館に対する内部査察報告書等の不開示決定に関する件（計10件）

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

#### 5 文書特定の問題について

本件諮問において、諮問庁は、フォローアップ関係文書のすべてが存在するという前提で不開示決定をしたものの、諮問後にその一部の平成2年から同5年までのフォローアップ関係文書の不存在が発覚し、文書特定に関して訂正を行った。しかしながら、その後文書の探索に努めた結果、一度不存在とされた文書のうちの一部である平成3年後半から同5年のフォローアップ関係文書の存在が発見され、再度文書特定に関して訂正を行ったものである。

このことにつき、異議申立人は、文書管理の実態等について徹底した調査をすること等を要請していることから、諮問庁の文書管理及び文書特定の問題点について検討する。

結論的には、不存在として特定されたのは、平成2年から同3年6月までの間に実施された8回の査察に係るフォローアップ関係文書である。当時の文書管理規程（以下「旧規程」という。）によると、フォローアップ関係文書の保存期限は5年間とされており、上記各文書は、たとえ作成されていたとしても、開示請求の時点で保存期限を超過して5年弱が経過していた事実が認められることから、これらを保有していないとする諮問庁の説明が、必ずしも不自然とまでは言えないものと認められる。

また、旧規程の下では、文書の廃棄に関する行政文書は必ずしも作成されていなかったとの諮問庁の説明は、旧規程の規定振りからも妥当と認められることから、諮問庁の説明のとおり、現時点においては、不存在と特定されたフォローアップ関係文書が作成された上廃棄されたのか、そもそも作成されなかったのかを明らかにすることはできないものと認められる。

しかしながら、本件開示請求に伴い、文書の存在を確認することなく上記各文書を本件対象文書として特定し不開示決定をしたことについては、本来業務に加えて大量の開示請求を同時に並行処理する中で、当該文書があるものとの先入観に基づき、文書特定をしてしまったとの説明があるのみで、合理的な説明を得ることはできなかった。この

点につき、諮問庁の本件開示請求に対する対応は、法の趣旨を没却するものであり、二度とあってはならないものであることは明らかである。

本件において、一部文書の不存在発覚後、諮問庁が文書管理及び本件開示請求への対応に問題があったことを厳粛に受け止め、その後の文書探索等に努めた状況はうかがうことができるが、諮問庁においては、今後も更に徹底した文書管理を行った上、開示請求に対し、的確かつ誠実に対応することを強く要請するものである。

#### 6 諮問の遅延について

異議申立人は、本件諮問が異議申立て後2年以上を経過してなされたことについて諮問庁を非難し、このように諮問が遅延したことについての説明を求めていることから、諮問庁の諮問に至るまでに要した期間の妥当性について検討する。

諮問の遅延の問題は、上記3及び4で述べた本件決定における不開示の妥当性に関する判断を左右するものではないが、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められていることは明らかである。

そこで、本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会としては、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの件数について受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況を一般的には知ることができる立場にないものの、異議申立人の言うように、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。それらの諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされ、不服申立てから諮問までの期間についても本件諮問と同じ程度の期間を経過している80件以上の諮問が含まれていることが認められる。そして、本件諮問の内容についてみると、本件対象文書の不開示理由の内容等からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでに2年1か月という長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、いかに大量の異議申立てが同時期に行われたとは言え、本件諮問について、諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じて的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考えられる。

このような諮問庁における本件諮問の経緯及びその後の対応にかんがみれば、諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁閑、さらには昨今の国際社会における諸情勢を前提とする外交事務の重要性を十分に勘案したとしても、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。

## 医療関係情報の公表

医療事故の公表基準について、厚生労働省において社会的要請と個人の権利利益の保護との両立を十分考慮して議論されるべきものである旨の付言をしたもの。

平成13年度(行情)答申第114～116号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成13年7月24日(平成13年諮問第39～41号)

答申日：平成14年1月9日(平成13年度(行情)答申第111号～113号)

事件名：国立病院，国立療養所，国立高度専門医療センターにおける医療事故の報告(平成12年度)の一部不開示決定に関する件

(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

### 3 医療事故の公表について

近時、医療事故が大きな社会問題となっていることを背景として相当数の医療機関等において、医療における安全管理の徹底、病院運営の透明性を高めることによる国民からの信頼の確保、他の病院の医療安全管理上の重要な情報の提供による医療事故の防止などの観点から、患者及び家族のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、医療事故を公表すべきであるという論議が高まっている。このように、医療事故の公表はいわば社会的要請であると考えられ、医療機関による事故の公表が進むことはこれを評価すべきであると考ええる。

一方、情報公開法は、5条において不開示情報を定め、特に同条1号において個人識別情報及び個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とする旨定めている。

医療事故の公表をめぐる問題は、上記の社会的要請と個人の権利利益の保護との両立を十分考慮して議論されるべきものである。

本件諮問を審議するに当たり、当審査会は、こうした情勢を念頭に置きつつ、また、法1条にいう政府の説明責任と国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進という情報公開法の目的を踏まえ、同時に法5条1号が保護法益とする個人の権利利益の保護という観点から、慎重に判断を行ったものである。誤解を避けるためにあえて付言すれば、今回の判断は情報公開法に基づく情報公開制度の中で請求された国立病院等における医療事故報告書の開示について行ったものであり、本答申で不開示とされた部分が、直ちに医療機関自身によって公表してはならない部分であると判断しているわけではない。患者や家族の了解の下に、更なる事故内容の公表が可能になる場合もあるうし、また、医療事故の公表をめぐることは、上記のとおり、医療機関の公表慣行自体が変化しつつあるものと考えられ、将来公表慣行自体が変化すれば、法5条1号ただし書きの「慣行として公にされ」の解釈に影響を与えることもあり得るところである。

医療関係職種に対する過去の行政処分につき、どこまで遡及して開示すべきかについては明確で合理的な基準が存するとは認められないので、柔道整復師を含む医療関係職種に属する者の行政処分については、諮問庁において、法の趣旨を踏まえて、速やかに整合性のある合理的な公表基準を策定することが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成13年12月21日（平成13年（行情）諮問第241号）

答申日：平成14年3月11日（平成13年度（行情）答申第156号）

事件名：柔道整復師に対する行政処分の命令書の一部開示決定に関する件（平成13年諮問第241号）

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（3）過去の行政処分の開示について

医療関係職種に対する過去の行政処分につきどこまで遡及して開示すべきかについては、明確で合理的な基準が存するとは認められない。現に、医師等の場合では、行政処分の内容や軽重等を考慮することなく、一律に次の処分が行われるまでの間、被処分者の氏名等が公表されているが、必ずしも明確な基準、合理的な理由に基づいて遡及して開示すべき期間が定められているわけではない。ところで、柔道整復師法8条2項には、免許を取り消された者であっても、その者がその取消し理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる旨規定されている。

すなわち、柔道整復師が行政処分を受け、免許取消しになった場合に、再度免許を取得することが制度的に認められており、一度欠格事由に該当すればその後一定の要件を満たしても二度と免許を与えない仕組みとはなっていないことから考えると、過去の行政処分を永続的に公開することは適当ではなく、一定年限経過後には過去の処分については不開示とすることにも合理的理由がある。そして、免許取消し後5年以上の期間が経過したものにつき再免許が付与され、かつ、業務停止期間は、最長5年とする旨の運用がなされていることをも併せ考慮すると、処分後相当期間は被処分者の氏名等を公にすべきものと解される。

上記の諸事情を総合勘案すると平成11年度及び同12年度の処分については、被処分者の本籍を除き開示すべきであるが、同6年度の処分については本件一部開示決定は妥当であると判断する。

なお、付言するに、柔道整復師を含む医療関係職種に属する者の行政処分については、諮問庁において、法の趣旨を踏まえて、速やかに整合性のある合理的な公表基準を策定することが望まれる。

添加物に関する情報の公開範囲の拡大は、医薬品の透明性確保の観点から有意義なものであり、今後、積極的に推進していくことが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成13年8月15日（平成13年（行情）諮問第105号）

答申日：平成14年4月12日（平成14年度（行情）答申第5号）

事件名：医薬品製造承認申請書及び医薬品副作用・感染症症例票の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

ウ) 添加物の配合目的、規格、名称及び分量

有効成分の効き目を発揮させるための添加物の配合目的・規格・名称・分量の組み合わせ情報は、後発品だけでなく新薬を開発する場合にも、類似の有効成分を含む製剤の開発を行う際には非常に有用であり、医薬品の製剤化に当たって、当該添加物の組み合わせをそっくり真似ることができれば、開発費は何分の一かで済む。医薬品の添付文書等に記載することとされている添加物の成分等に係る情報を除き、これらの情報を公にすることにより、本件医薬品の先発製造業者に競争上の不利益をもたらすおそれがあると考えられる。したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められ、諮問庁が上記の平成3年の事務連絡で医薬品の添付文書等に記載することとされている成分を含有する添加物の名称が記載された部分を除き、不開示としたことには理由があると認められる。なお、上記のとおり、平成13年の日本製薬団体連合会の自主申合せでは、原則として全添加物成分の名称を記載することとし、商取引上の機密に当たる成分についてはその成分数を記載することとされており、このような添加物に関する情報の公開範囲の拡大は、医薬品の透明性確保の観点から有意義なものであり、今後、積極的に推進していくことが望まれる。

公益性の高い医療法人の決算情報の開示等について、本答申を契機として、公益性の高い医療法人自身が要綱等に基づいた決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧等の実施に消極的になることがあってはならず、むしろ、厚生労働省の報告書で指摘されているように、公益性の高い医療法人は決算情報を積極的に開示すべきである旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成15年4月1日（平成15年（行情）諮問第233号）

答申日：平成15年7月23日（平成15年度（行情）答申第207号）

事件名：特定の医療法人の経営資料の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 公益性の高い医療法人の決算情報の開示等について

厚生労働省の「これからの医業経営の在り方に関する検討会」の中間報告書（平成14年3月25日）によると、医療法人の決算情報の開示に関しては、「法人運営の透明性や医療法人制度に対する国民の信頼感を高めるために望ましいことではあるが、すべての医療法人に一律義務づけることは現実的でなく（法人運営の監督や債権者保護の観点からすれば現行の制度的枠組みで担保がなされており、また、患者による医療機関選択の際の情報として決算情報が不可欠とは言い難い）、行政としては自主的開示が促進されるための環境整備を行うにとどめることが適当」との見解を示しつつ、その一方で、公益性の高い特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人に対し積極的開示を要請すべきとしている。それを受けて、平成14年4月1日、厚生労働省は、「医療法人運営管理指導要綱」を改正し、特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいとしているところであり、このような公益性の高い医療法人の決算情報については、その開示が社会的に要請されている状況にあると考える。

一方、法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを原則として不開示とする旨定めている。公益性の高い医療法人の決算情報の開示に係る問題は、上記の社会的要請と法人等の正当な利益等の保護とを十分考慮して議論されるべきものである。

本件諮問を審議するに当たり、当審査会は、こうした情勢を念頭に置きつつ、また、政府の説明責任と国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進という法の目的を踏まえ、同時に法5条2号イが保護法益とする法人等の正当な利益等の保護という観点から、慎重に判断を行ったものである。誤解を避けるためにあえて付

言すれば、今回の判断は法に基づく情報公開制度の中で請求された特定の医療法人の経営資料の開示について行ったにとどまるものであって、審査請求人が主張している一部の都道府県による一部の医療法人の決算書類の開示は、上記の社会的要請を背景とした判断とも考えられ、その判断を否定するものではない。当審査会としては、本答申を契機として、公益性の高い医療法人自身が上記要綱等に基づいた決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧等の実施に消極的になることがあってはならず、むしろ、上記報告書で指摘されているように、公益性の高い医療法人は決算情報を積極的に開示すべきであると考える。また、諮問庁等の行政機関においては、公益性の高い医療法人による決算情報の開示の取組状況を把握・確認し、その状況が不十分である場合には、改善に向けた適切な対応措置を講ずるべきであると考える。なお、上記報告書でも指摘されている自主的開示が促進されるための環境整備が整い、公益性の高い医療法人による決算情報の開示が一般的になれば、法5条2号イの「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」への該当性の判断は自ずと変わり得るものである。

## 理由の提示

開示決定通知書の理由提示について、本件通知書の記載のみでは、処分庁が本件一部開示文書のどのような記載をどのような理由によって不開示としたかが示されているとは言えず、行政手続法8条の規定する理由の提示としては不十分なものと言わざるを得ず、一部開示決定を行う場合に適切な理由の提示を行うよう配意すべきである旨の付言をしたもの。また、審査会への諮問遅れに対する付言も行われている。

平成15年度（行情）答申第478号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年 7月28日（平成15年（行情）諮問第596号）

答申日：平成15年12月25日（平成15年度（行情）答申第477号）

事件名：岩国基地から米本国への米海兵攻撃中隊の一部の移駐に関する日米両国政府間の協議に関する文書の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（3） なお、異議申立人は本件再決定における理由の提示に関する主張をしていないが、上記1で述べた本件再決定の位置付け及び異議申立ての対象にかんがみ、この点についても当審査会における判断を示すこととする。

本件再決定は、本件対象文書につき、その一部を不開示とする理由として法5条1号、3号及び6号を提示しているものであるが、同条3号該当により不開示とした部分については、「公開を前提としない他国との協議に関連した文書」であるとして、公にすることにより、他国との信頼関係等を害する等の記載がされており、どのような記載部分をどのような理由により同号該当として不開示とするものかについて、一応の記載があると言することができる。

これに対して、同条1号及び6号該当性については、「当該情報は」と記載するのみで、本件対象文書のどのような記載部分を同条1号及び6号に該当するとして不開示とするものかについての記載がなされておらず、電信システムの内部の処理・管理に係る情報については、これが公にされると、どのような事務につき、どのようにその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかについての記載もなされていない。

したがって、本件通知書の記載のみでは、処分庁が本件一部開示文書のどのような記載をどのような理由によって不開示としたかが示されているとは言えず、行政手続法8条の規定する理由の提示としては不十分なものと言わざるを得ない。この点のみを見れば、本件再決定は違法なものであると言することができる。

しかし、本件対象文書については、上記3ないし5で述べたとおり、各不開示部分を不開示としたことはいずれも妥当であると認めることができ、上記の理由の提示の違法を理由として仮に本件再決定を取り消すべきものと判断しても、処分庁によって決定の内容を見直すべき点はないものと解され、再度行われる決定は、本件再決

定と同様の結論となるべきものと言うことができる。

当審査会としては、本件に関し、諮問庁に対して、一部開示決定を行う場合に適切な理由の提示を行うよう配意すべきである旨を指摘することとする。

- (4) 異議申立人は、本件諮問が異議申立て後1年10か月余りを経過してなされたことについて諮問庁を非難している。これに対して、諮問庁も、上記のような期間が経過したのは、大量の開示請求及び異議申立てが殺到し、その処理に膨大な作業を要したためである旨説明している。

上記異議申立人の主張は、上記3ないし5で述べた本件再決定における不開示の妥当性に関する判断を左右するものではないが、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められていることは明らかである。

そこで、本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会としては、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの件数について受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況を一般的には知ることができる立場にないものの、異議申立人の言うように、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。それらの諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされ、不服申立てから諮問までの期間についても本件諮問と同じ程度の期間を経過している80件以上の諮問が含まれていることが認められる。そして、本件諮問の内容についてみると、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、いかに大量の異議申立てが同時期に行われたとは言え、本件諮問について、諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じて的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考えられる。

のみならず、上記のように多数の諮問がなされた時期における諮問庁の理由説明には必ずしも十分とは言えないものが多く含まれており、当審査会においては、本件諮問を含め、諮問庁に対して具体的に補充すべき点を明らかにして補充の理由説明を求めたものである。さらに、本件諮問について言えば、諮問庁は、諮問後に再検討を行って本件再決定を行うに至っており、その理由として、他省庁による同内容の請求に対する部分開示決定が存することを説明するが、そのような部分開示決定の存在は本件諮問以前にも知り得たのではないかと推察されるものであって、このことから、もっと早期に本件諮問を行うことができたのではないかと考えられる。

このような諮問庁における本件諮問の経緯及びその後の対応にかんがみれば、諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁閑、さらには昨今の国際社会における諸情勢を前提とする外交事務の重要性を十分に勘案したとしても、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。

開示決定通知書における一部開示決定の理由の提示が十分ではなかったことについて、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、不適切である旨の付言をしたもの。また、審査会への諮問遅れについても付言が行われている。

平成 15 年度（行情）答申第 660 号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成 15 年 7 月 31 日（平成 15 年（行情）諮問第 644 号）

答申日：平成 16 年 1 月 27 日（平成 15 年度（行情）答申第 507 号）

事件名：外務省との面談における北方四島住民支援事業に関する特定衆議院議員の発言記録の一部開示決定に関する件

（中略）

第 5 審査会の判断の理由

（中略）

7 理由の提示について

異議申立人は、本件文書 5 に係る原処分における理由の提示について、該当することとなる法律上の根拠条項とそれぞれの該当条項に応じた相異なる理由を併記しているが、本件対象文書中のどこの不開示部分の理由であるかについては示されておらず不明である旨主張しているため、この点について検討する。

原処分についてみると、本件文書 5 の複数の不開示部分について、その理由として、当該情報が法 5 条 1 号及び 5 号に該当することが該当条項とともに述べられているにすぎず、また、本件文書 12 の複数の不開示部分についても、同様に、同条 1 号、2 号及び 6 号に該当することが該当条項とともに述べられているにすぎず、いずれもどの不開示部分についての理由であるのか等について明確に述べるところがない。

このような原処分における一部開示決定の理由の提示は、十分なものであるとは言い難く、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、不適切というほかはない。諮問庁においては、このような対応がこれまで繰り返されており、今後、理由の提示について、適切に対応することは喫緊の課題である。

一方、本件文書のほかに開示請求の対象文書が存在するか否かについて、諮問庁が一切記していないことは不当かつ違法であると、異議申立人は主張するが、本件開示請求においては、諮問庁において、13 文書を特定の上、開示決定等を行っており、これに加えて他の文書について不存在である旨示す必要はないものであり、この点は、異議申立人の主張は採用することはできない。

8 諮問の遅延について

異議申立人は、本件諮問が遅延したことについて諮問庁を非難している。

開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められるのは明らかである。

そこで本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会として、諮問庁が

どのような不服申立てをどれだけの件数受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況は一般的には知ることができる立場にないものの、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。

本件諮問の内容についてみると、不開示部分の量や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、本件諮問について、諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じた的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考え

る。  
諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。

開示決定通知書の理由提示について、通知書の記載のみではいずれの不開示部分がいずれの理由に該当するか不明確であり、本件不開示決定における理由付記は行政手続法 8 条の趣旨に照らし適切を欠くものであり、諮問庁においては指導等適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成 15 年 3 月 31 日（平成 15 年（行情）諮問第 223 号）

答申日：平成 16 年 3 月 2 日（平成 15 年度（行情）答申第 646 号）

事件名：川崎北労働基準監督署が行った解雇予告除外認定申請に係る書類一式の不開示決定に関する件

（中略）

第 5 審査会の判断の理由

（中略）

6 行政手続法 8 条違反の主張について

審査請求人は、本件不開示決定に係る通知書の理由付記について、適法に処分理由が明示されていないため、その決定を取り消すべき旨主張する。

原処分においては、法 5 条 1 号及び 2 号イを理由に不開示決定を行っているが、いずれの不開示部分がいずれの理由に該当するかは不明確と言わざるを得ず、本件不開示決定における理由付記は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、適切を欠くものであり、諮問庁においては、指導等適切な対応が望まれる。

文書の不存在を理由とする不開示決定について、詳細に理由を記載すべきである旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成15年12月15日（平成15年（行情）諮問第865号）

答申日：平成16年3月29日（平成15年度（行情）答申第750号）

事件名：特定団体の総会議事録，役員名簿及び規約書の不開示決定（不存在）に関する件  
（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 本件対象文書の不存在について

諮問庁の説明によれば、特定の地方BBS連盟は任意団体であることから近畿地方委員会に対し、総会議事録、役員名簿及び規約書を提出する法令上の義務はなく、慣例としても提出を求めているとしている。また、平成14年4月7日及び同15年3月2日の特定の地方BBS連盟の理事会に近畿地方委員会職員が出席し理事会資料を取得したが、それらは、法務省行政文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）において保存期間1年未満の雑文書であるため、閲覧後廃棄し、本件開示請求の時点では保有していないとしている。

特定の地方BBS連盟は、任意のボランティア団体であることから法令上公益法人等と異なり監督官庁に対し役員名簿等の提出義務がないことは明らかである。

また、諮問庁は、慣行としても総会議事録等を提出させていないことや理事会に出席して取得した役員名簿及び規約について、閲覧に供した後廃棄したことの理由として、特定の地方BBS連盟の事務局を近畿地方委員会に置き、事務所内のキャビネットの一部を特定の地方BBS連盟に貸しているため、これらの資料について必要な時にいつでも、あらかじめ又は事後に承諾を得ることにより借用することができるためとしている。

このように、あえて総会議事録、役員名簿及び規約書を提出させたり、保存しておく必要はないという諮問庁の説明に不自然な点があるとは認められない。

また、理事会に出席した職員が持ち帰った文書について、文書管理規程に定める保存期限が1年未満の文書であり閲覧後廃棄しているため、開示請求の行われた平成15年10月8日に既に廃棄され文書が存在しないとする諮問庁の説明にも不自然な点はないと認められるので、本件対象文書は近畿地方委員会が保有していないことが認められる。

なお、諮問庁の説明によれば、特定の地方BBS連盟の事務局は近畿地方委員会の事務所内に置かれているが、近畿地方委員会の職員が特定の地方BBS連盟の事務局の仕事を担当しているものではなく連絡先となっているにすぎず、近畿地方委員会の職員ではない事務局長や事務局員が、月に一度ぐらいの割合で来庁し、応接用の机

等のスペースを借りて郵便物の整理等の事務処理を行っているとのことである。また、特定の地方ＢＢＳ連盟の関係書類は、扉に特定の地方ＢＢＳ連盟名を付した専用のキャビネット内に保管されており、それらの書類等を近畿地方委員会が借用する場合は、必ずあらかじめ又は事後に承諾を得ることとしているとのことである。

このような実態を踏まえれば、近畿地方委員会の中に事務局が存在し書類が保管されているとしても、特定の地方ＢＢＳ連盟の書類については処分庁が保管しているとは認められない。

したがって、近畿地方委員会内のキャビネットの中の書類は、当該行政機関が保有しているものではなく、本件対象文書になり得ないと認められる。

なお、行政文書不開示決定通知書の「２ 不開示とした理由」には「開示請求の対象となる行政文書が存在しないため。」とのみ記載されているが、審査請求人に対して誤解を招かないように、特定の地方ＢＢＳ連盟の関係書類を行政機関が保有しているものではないという実態を正確に説明すべきものであったと考えられ、今後の適切な対応が望まれる。

## 開示決定通知書における対象文書の表記

一つの開示請求書で複数の項目について開示請求を受けた場合、開示決定通知書において単に文書名を羅列しただけでは、どの項目の請求に対応する文書であるのかが不明となるので、どの請求項目に対応する文書であるのかが明らかな形で開示決定すべきである旨の付言をしたもの。

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成15年 7月 1日（平成15年（行情）諮問第376号）

答申日：平成15年12月19日（平成15年度（行情）答申第455号）

事件名：吉野川第十堰改築事業の予備調査に関する文書の一部開示決定（文書の特定）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 5 審査請求人のその他の主張について

平成13年6月21日付け及び同年7月13日付けの一部開示決定に係る開示決定通知書に「第十堰改築事業のための予備調査（84～87年度）のうち、せき上げ及び老朽化に関する報告書及び付帯資料ほか」、すなわち「開示請求文書 ほか」と記載して決定したため、審査請求人は、開示請求文書 及び開示請求文書 が開示されていない旨主張している。また、審査請求人は、文書が残されていなかった理由を説明する義務が処分庁にはあり、処分庁が本件対象文書を廃棄していた場合であっても、本件処分の決定に際して、対象となる文書がかつて存在した事実、その文書を廃棄した年月日、根拠等を処分庁は明らかにする責任がある旨主張している。

この点に関して言えば、上記2回の開示決定通知書においては、一部開示決定された文書が開示請求文書、開示請求文書 又は開示請求文書 のどれに該当するのかが記載されなかったことに起因して、審査請求人の開示請求文書 及び開示請求文書 が開示されていないという主張や文書が残されていなかった理由を説明する義務が処分庁にはあるという主張につながったものと考えられる。本件のように、一つの開示請求の中に複数の開示請求項目があるような場合には、開示決定通知書において、開示決定された文書がどの請求項目に該当する文書であるのかを明記し、開示請求者が開示請求した文書が開示されたか否かが明確に分かるようにすべきであったと考えられる。

また、諮問庁は、文書の廃棄等管理の状況を記録した文書については、当時処分庁では、文書管理規程等の規定に基づき作成・管理することとなっている「保存文書目録書」や「文書管理台帳」について、目録書は作成しておらず、台帳も文書管理規程等の規定により5年で廃棄されていたことから、処分庁において実際にどのような文書が存在し、また、いつの時点で廃棄されたかは確認できない状況にあり、文書管理が適正に行われていたとは言い難いと説明する。

文書管理に関する履歴を記述した目録，台帳等は，法による開示請求の適正かつ円滑な運用に不可欠なものであり，その趣旨は法37条にも規定されていることにかんがみれば，処分庁においては，地方整備局文書管理規則の規定にのっとり，行政文書ファイル管理簿等を適切に調製し，的確に説明できるよう万全な体制がとられるべきであると考え。

開示決定通知書において、特定された文書名を表記するのではなく、開示請求者の請求文書名の表記をそのまま記載したことについて、本件対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう諮問庁としては配慮すべきであった旨の付言を行ったもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月31日(平成15年(行情)諮問第713号～715号)

答申日：平成16年2月10日(平成15年度(行情)答申第567号～569号)

事件名：平成12年度分の在フランス大使館の報償費の支出に関する文書の不開示決定に関する件

平成12年度分の在イタリア大使館の報償費の支出に関する文書の不開示決定に関する件

平成12年度分の在ホノルル総領事館の報償費の支出に関する文書の不開示決定に関する件

(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

4 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、本件不開示処分では不開示とされた文書について必ずしも特定されておらず、表題や通数も定かではない旨主張する。

確かに、本件開示請求に係る行政文書開示決定等通知書の別紙である開示請求対象行政文書一覧表の中の行政文書の名称等の欄に記載された表記を見ると、当該開示請求書の開示請求する行政文書の名称等の欄に記載された表記をそのまま転記したものであることが認められる。

当審査会において見分したところによれば、本件対象文書は、その記載内容によって区分すると、上記1の(1)アに記述したとおり、(ア) 決裁書、(イ) 請求書及び(ウ) 請求書に大別され、原則として、(イ)と(ウ)は(ア)に添付されており、(ア)、(イ)及び(ウ)が一まとまりの文書として編てつされていることが認められる。さらに、(ア)の表題はほぼ同一のものであることが認められる。このような場合、本件開示決定等通知書のような表記をしたことをもって、直ちに、本件対象文書の特定について違法があったとは言い難い。

しかしながら、本件対象文書は、上記のとおり、三つの類型に分類することも可能であり、また、本件対象文書の表題に不開示情報が含まれている場合は格別、そうでない場合には、本件対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう、諮問庁としては配慮すべきであったと考えられる。

開示決定通知書に具体的な行政文書名を記載せずに決定した件について、情報公開制度の趣旨が損なわれかねないことになるとも考えられることから、諮問庁においては、開示請求対象文書の特定や開示決定等において、今後同様のことがないよう責任ある適切な対応が望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：水産庁長官

諮問日：平成15年7月18日（平成15年（行情）諮問第529号）

答申日：平成16年3月12日（平成15年度（行情）答申第690号）

事件名：北太平洋及び南氷洋で行った調査捕鯨に関する文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

#### 4 文書の特定について

諮問庁は、原処分において具体的な行政文書名を明示せず開示決定を行い、さらに、いったん理由説明書において本件対象文書として特定していた文書を誤りであるとして取り消している。

本件のような開示を求める事項を示して行った開示請求の場合、開示請求者は、対象となる文書としてどのような行政文書が存在するのかさえ分からないため、本件のように開示に際し、開示決定通知書に具体的な行政文書名を記載せずに決定したならば、開示請求者の側は対象となる行政文書の存在や名称さえ分からないこととなる。加えて本件では、当初の理由説明書において対象文書と説明していた国際鯨統計について、その後対象文書ではなかったと説明するなど、開示請求への対応に問題があったと言わざるを得ず、現に、本件異議申立人は、開示請求から処分に係る手続において文書の特定について強い不信感を示しているところである。

このようなことでは、情報公開制度の趣旨が損なわれかねないことになるとも考えられることから、諮問庁においては、開示請求対象文書の特定や開示決定等において、今後同様のことがないよう責任ある適切な対応が望まれる。

開示決定通知書において、特定された文書名を表記するのではなく、開示請求者の請求文書名の表記をそのまま記載したことについて、直ちに、本件対象文書の特定について違法があったとは言い難いが、本件対象文書の表題に不開示情報が含まれている場合は格別、そうでない場合には、本件対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう、諮問庁としては配慮すべきであった旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月31日（平成15年(行情)諮問第700号）

答申日：平成16年3月31日（平成15年度(行情)答申第785号）

事件名：平成3年4月から平成13年3月までの間に作成された報償費の使用に関する執行基準に関する文書の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 異議申立人のその他の主張について

（2）異議申立人は、本件不開示処分では不開示とされた文書について特定されておらず、本件開示請求書に書かれた請求文書名を転記したのみで、文書名や通数も定かではないので、行政手続法8条及び法9条に違反し、異議申立人等の反論の道を違法、不当に阻んでいる旨主張する。

確かに、本件開示請求に係る行政文書開示決定等通知書の別紙である開示請求対象行政文書一覧表の中の行政文書の名称等の欄に記載された表記を見ると、当該開示請求書の開示請求する行政文書の名称等の欄に記載された表記をそのまま転記したものであることが認められる。

当該表記は、「報償費の定義や使用区分、交際費との区別、事前申請の要否、使用にあたっての注意事項など、1991年4月から2001年3月までの間に会計課が作成した報償費使用のガイドライン」というものであり、諮問庁の職員が、開示請求者の求める行政文書について他の行政文書と識別できるものであると認められ、これに基づき、諮問庁の職員が上記1記載の から までの各文書を、本件開示請求において開示を求められている文書であると判断したことには、特に、不自然、不合理な点は認められない。

また、当該各文書の標題は上記の表記とは異なるものの、その内容は開示請求者の求めるものに合致していると認められる。

このような場合に、本件開示決定等通知書のような表記をしたことをもって、直ちに、本件対象文書の特定について違法があったとは言い難い。

しかしながら、本件対象文書の表題に不開示情報が含まれている場合は格別、そうでない場合には、本件対象文書の表題及びその件数を可能な限り明示するよう、諮問庁としては配慮すべきであったと考える。

( 4 ) 異議申立人は、本件諮問が異議申立て後 2 年 1 か月余りを経過してなされたのは、違法、不当であると主張している。

本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、諮問庁からは、平成 15 年 7 月末に、本件諮問を含む多数の諮問がなされ、その諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされたにもかかわらず、不服申立てから諮問までの期間について本件諮問と同じように長期間を経過している諮問が多数含まれていることが認められるが、本件諮問の内容を勘案すると、本件諮問が遅きに失したものは必ずしも言い得ない。

しかしながら、開示請求権の的確な実現を図るという観点から、開示決定等に対する不服申立て事件における諮問に当たって、なお一層の迅速かつ的確な対応をすることが望まれる。

## 誤った開示の実施防止

処分庁において、開示の実施に当たって、不開示と判断した部分について同一又はほぼ同様な文書のうち、一方については当該部分を墨塗りし他方については当該部分を墨塗りしていなかったことについて、当該開示の実施は過誤を含むものであって、審査請求人の処分庁に対する信頼を損なうものであり、処分庁においては、今後同様のことがないように正確、慎重な対応をするよう努力することが望まれる旨の付言をしたもの。

平成15年度（行情）答申第153号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成14年12月3日（平成14年（行情）諮問第508号及び第509号）

答申日：平成15年7月8日（平成15年度（行情）答申第181号及び第182号）

事件名：司法書士懲戒処分申立事件に係る口頭聴取書等の一部開示決定に関する件  
司法書士懲戒処分申立事件に関する調査の過程で作成・取得された文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（3） 本件の開示の実施について

509号文書の中には同一又はほぼ同様な文書がある。また、508号文書は509号文書と重複している。処分庁においては、開示の実施に当たって、不開示と判断した部分について、同一又はほぼ同様な文書のうち、一方については当該部分を墨塗りし、他方については当該部分を墨塗りしていないことが認められる。この点については、諮問庁も補充理由説明書の中で、誤って開示の実施をした事実を認めている。このように本件開示の実施は過誤を含むものであって、審査請求人の処分庁に対する信頼を損なうものであり、処分庁においては、今後同様のことがないように正確、慎重な対応をするよう努力することが望まれる。

また、諮問庁においても、上記のような過誤がないよう処分庁への適切な助言、指導に努めるとともに、更に情報公開事務への適正な取り組みをするよう望むものである。

開示決定書では開示するとしていた部分の一部を、開示の実施を行う際に誤って墨塗りして開示したことに対して、今後、適切に対処すべきである旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月4日（平成15年（行情）諮問第475号）

答申日：平成16年2月20日（平成15年度（行情）答申第616号）

事件名：昭和30年8月29日の重光外相とダレス米國務長官との会談録等の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

1 本件対象文書について

本件対象文書は、昭和30年8月29日に行われた我が国の重光大臣とダレス長官との会談について、我が国によって独自に作成された会談の記録である。

本件対象文書は、第1記載のとおり、重光大臣及びダレス長官の発言内容が発言者氏名と共に記載された部分並びに重光大臣が会談冒頭に読み上げた口述書（全31頁）、「別紙（1）General Statement」と題する前記の口述書の英語原文（表紙及び本文13頁）、日本側が米国側に配布した資料（全12頁）、前記の英語原文（全11頁）から構成される。

このうち、不開示とされた箇所は、上記の27頁目から29頁1行目までの部分、上記の1頁目から3頁7行目までの部分及び5頁5行目から9頁5行目までの部分並びに上記の1頁目から3頁11行目までの部分、5頁9行目から8頁17行目までの部分及び11頁目に記載された注書きである。

なお、諮問庁の説明によれば、開示決定の際に不開示とした部分は以上のとおりであるが、開示の実施に際し、上記の3頁12行目から同頁末尾まで及び8頁18行目から同頁末尾までの部分について、誤って墨塗りをしたとのことである。当該部分について、諮問庁は、開示決定の際には開示することとしたものであり、当審査会が開示・不開示の妥当性を判断する審査の対象から除かれるものと認められるが、このような誤りは、不適切であったと言うほかなく、今後適切に対処すべきである。

## 法6条2項の部分開示

法6条2項の部分開示の在り方について、原則として特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分である氏名等をまず不開示とし、その余の部分の開示の適否を検討すべきであった旨の付言をしたもの。

平成15年度（行情）答申第143号及び平成15年度（行情）答申第144号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成14年11月29日（平成14年（行情）諮問第504号）

答申日：平成15年 6月23日（平成15年度（行情）答申第141号）

事件名：フランスの労働補償法制における第三者行為災害・通勤災害と民事損害賠償に関する調査研究に関連する資料の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 法6条2項の部分開示について

本件対象文書のように、個人の氏名等と謝金等の金額が複数記述されている文書であって、仮に謝金等のみを明らかにしたとしても、当該複数の個人のいずれかに対応するか明らかとはならないものについて開示請求がされた場合においては、本件にかかる諮問庁の開示の仕方のように、個人の氏名を開示し、謝金等の内容をほとんど不開示とするとすれば、本来明らかにされるべき謝金の金額や事務又は事業の内容が不開示となる場合が多く、法6条2項の趣旨や国の事務又は事業等の説明責任を果たす観点からは、必ずしも適切な対応とは言い難いと考えられる。本件のような場合は、法6条2項の趣旨に基づき、原則として特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分である氏名等をまず不開示とし、その余の部分の開示の適否を検討すべきであったものと考えられ、今後の適切な対応が望まれる。

## 諮問後の方針変更部分の速やかな開示

諮問庁において諮問前に大幅な判断の変更があり、かなりの部分について開示を相当と判断している場合、不開示事由に該当する情報を除き速やかに開示すべきであるという法の趣旨に照らし、本件諮問に先立ち、開示相当部分の開示を行うべきであった旨の付言をしたもの。

平成15年度（行情）答申第140号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成13年10月16日（平成13年（行情）諮問第161号）

答申日：平成14年1月31日（平成13年度（行情）答申第131号）

事件名：諫早湾漁場調査委員会の議事録等の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、諮問庁及び処分庁は開示すべき文書を一日も早く開示する義務があり、本件諮問がいかなる理由により遅延したのか説明すべき義務があるなどと主張する。これは、情報公開制度の運用において、旨とすべき事柄であるので付言する。確かに、本件諮問までに相当の期間を要しているが、これは、本件対象文書が186点に及ぶ膨大なものであったこと、原処分において不存在とされた文書について、前記2にもあるとおり、確認・精査したことによるものでやむを得ないところと認められる。

本件については、諮問庁の諮問の理由説明書において「原処分のうち、平成8年度以前の委員会に係る議事録等及び配布資料を法5条5号により不開示とした部分は取り消す」とあるとおり、諮問庁において諮問前に大幅な判断の変更があり、かなりの部分について開示を相当としていたものである。このような経緯にかんがみれば、不開示事由に該当する情報を除き速やかに開示すべきであるという法の趣旨に照らし、本件諮問に先立ち、開示相当部分の開示を行うべきであったと認められ、また、前記第4記載のとおり、当審査会において鋭意調査、審議を進めていたところ、平成14年1月10日に委員会が終結し、これを受けて諮問庁は残余部分についても不開示とする理由がなくなったと判断するに至ったのであるが、これら一連の対応については、遺憾な点があったと考える。

## 開示決定延長通知の記載内容

開示決定等を延長する旨の通知について、事情が開示請求者に十分に伝わるとは認められず、今後適切な記載に改めることが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月23日（平成15年(行情)諮問第536号及び第537号）

答申日：平成16年3月12日（平成15年度(行情)答申第691号及び第692号）

事件名：原爆傷害調査委員会に関する文書（昭和21年分）の不開示決定（不存在）に関する件

原爆傷害調査委員会に関する文書（昭和22年分）の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 本件開示請求及び本件異議申立てに係る諮問庁の対応について

（1）決定等の期限の延長について

異議申立人は、上記2（1）のとおり、第1決定前の「開示決定等の期限の延長等について（通知）」に法11条の規定による開示決定等の期限の延長の理由として「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」と記載し、本件対象文書が存在するかのような期待を持たせておきながら、不存在を理由として不開示とした諮問庁の対応は、法の解釈や運用を踏み外したものである旨主張する。

これに対し、諮問庁は、この記載は開示請求に係る行政文書の検索対象となるファイルが膨大であり、また、他にも多数の開示請求事案を抱えていたため、検索等に時間を要するという趣旨であった旨説明する。

確かに法11条の「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との規定の趣旨は、本件のように対象となる行政文書ファイルが膨大で、それらをすべて検索しなければ本件対象文書の存否が判明しないような場合を排除するものではないと解されるが、上記の通知の記載からは、そのような本件の事情が開示請求者に十分に伝わるとは認められず、今後適切な記載に改めることが望まれる。

（2）第1決定について

ア 異議申立人は、第1決定において文書 及び文書 について決定が行われていないことは、開示決定等の期限を定めた法10条の規定に違反している旨主張していることから、第1決定の妥当性について検討する。

諮問庁は、第1決定に係る行政文書開示決定等通知書に「当該開示請求については、今回が最終の開示決定等になります。」との記載があることから、決定の文脈上、他に文書がないことは明らかである旨説明するが、そのような説明が成り立つとは到底考えられず、当該記載により、文書 及び文書 について不開示決定が行われたことになるとは認められない。したがって、上記2（1）のとおり、第1決定

前の平成13年4月25日付けの「開示決定等の期限の延長等について（通知）」により、文書及び文書を含む本件対象文書について法11条の規定による開示決定等の期限を延長する旨通知してはいるものの、当該通知には「平成13年5月31日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成13年10月1日までに開示決定等する予定です。」と記載されていること及び平成13年10月1日までに更に開示決定等の期限を延長する旨の連絡を行っていないことを踏まえると、諮問庁が、当該通知にある平成13年10月1日までに文書及び文書に係る決定は行わなかったことは、法11条の規定に違反したものであると認められる。

イ 異議申立人は、第1決定における不開示理由として「保有していないため」としか記載していないことは、理由の提示を義務付けた行政手続法8条に違反している旨主張するが、この記載が違法なものであるとまでは言えず、その主張は採用できない。ただし、本件のように開示決定等の期限が延長され、また、その理由が「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」とされていたようなものの場合、不開示理由をより詳細に記載することが望ましかったものと考えられる。

### (3) 諮問の遅延について

異議申立人は、諮問庁は本件異議申立ても含め多数の異議申立てを長年月にわたって放置しており、これは法の存在意義そのもの、根幹を揺るがすものであり、違法かつ不当なものである旨主張する。

これに対して、諮問庁は、本件諮問が本件異議申立て後1年7か月余り経過したのは、大量の開示請求及び異議申立てが殺到し、その処理に膨大な作業を要したためである旨説明する。

上記異議申立人の主張は、上記3の本件対象文書の不存在及び上記(2)の第1決定の妥当性に関する判断を左右するものではないが、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められていることは明らかである。

そこで、本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会としては、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの件数について受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況を一般的には知ることができる立場にないものの、異議申立人の言うように、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。それらの諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされ、不服申立てから諮問までの期間についても本件諮問と同じ程度の期間を経過している80件以上の諮問が含まれていることが認められる。そして、本件諮問の内容についてみると、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを

得ない。そうすると、いかに大量の異議申立てが同時期に行われたとは言え、本件諮問について、諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じて的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考えられる。

のみならず、上記のように多数の諮問がなされた時期における諮問庁の理由説明には必ずしも十分とは言えないものが多く含まれており、当審査会においては、本件諮問を含め、諮問庁に対して具体的に補充すべき点を明らかにして補充の理由説明を求めたものである。さらに、本件諮問について言えば、諮問庁は、上記2(2)のとおり、諮問後に再検討を行って第2決定を行うに至っているが、これについても、他の諮問事件との関連において的確に検討を行えば本件諮問以前に対応ができたものと推察されるものであって、このことから、もっと早期に本件諮問を行うことができたのではないかと考えられる。

このような諮問庁における本件諮問の経緯及びその後の対応にかんがみれば、諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁閑を勘案したとしても、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと云わざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。

## 開示決定通知書の送付遅れ

開示決定通知書の決裁が終了した当日に同書を郵送する手続を行わず、翌日になって前日付けの開示決定通知書を郵送したことに対して、その通知が遅れたことは不適切なものである旨の付言をしたもの。

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成15年 6月24日（平成15年（行情）諮問第346号）

答申日：平成15年12月 1日（平成15年度（行情）答申第415号）

事件名：中国郵政局の特定の職員が証言した開示決定のりん議のやり直しの事実が分かる  
文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 本件対象文書の存否について

諮問庁及び参加人の説明によれば、起案した文書について、再りん議を行う場合にあっては、中国郵政局行政文書取扱細則の規定に基づき、電子上の起案文書整理簿に廃案の処理を行った上で、新たに起案することが必要とされているが、諮問庁及び参加人は、当該整理簿には、開示請求のあった日から平成14年10月30日までの間に、当該文書の廃案の電子処理がなされたものはなく、また、実際に廃案処理された伺い文書も存在しないとしている。

処分庁が、上記規定に則った手続きをとるとすると、本件において、「中郵集業第3号（14.10.30）行政文書の開示決定等について」が、再りん議されたものである場合には、開示請求のあった日から平成14年10月30日までの間に廃案の処理がされた開示決定等に係る伺い文書の存在及び起案文書整理簿上で電子的に処理された廃案の表示が確認されなければならないが、これらがいずれも確認されなかったことを根拠として、再りん議はされなかったとする諮問庁及び参加人の説明は、不合理なものとは言えない。

また、異議申立人は、上記2記載のとおり、開示決定書の内容に一部訂正があり、再度、りん議で承認を求めたためとの説明を処分庁職員から受けた旨主張するが、諮問庁及び参加人は、当該処分庁職員が異議申立人に説明した内容は、「文書の訂正があり、その処理を行っていたため」というものであって、再度りん議を求めた事実はないとしており、両者の主張は齟齬するものである。

上記処分庁職員と異議申立人とのやりとりについての事実関係は、明らかではないが、参加人の説明によれば、再りん議は、決裁過程で、起案した原案とその内容が正反対の結論になるなどの場合にのみ行われるのが通例であり、処分庁では、平成13年度以降、再りん議は行われたことがなく、起案文書を訂正する必要があったときに、再りん議という形式をとることは、極めて限られた場合であって、その件数もごく少数であるとしている。このことからすれば、本件において、決裁のための回議文書を

起案した後に文書の訂正を行う必要が生じ、そのために改めて再りん議をするという手続きがとられなかったとしても、不自然なこととは認められず、したがって、本件対象文書は作成されず、存在しないとする諮問庁及び参加人の説明に不合理、不自然なところがあるものとは言えず、不存在を理由とした不開示決定は妥当であると認められる。

なお、処分庁が開示又は不開示の決定を行ったときには、諮問庁が認めるとおり、その旨を速やかに開示請求者に通知しなければならないことは当然のことであり、本件において、上記2記載のとおり、その通知が遅れたことは不適切なものではあるが、このことが、本件対象文書が存在しないとする本件決定についての当審査会の判断を左右するものとは認められない。

## 開示請求書の放置

開示請求書が86日間放置された件について、当該文書が日本語によらず英語で記述されていたこと等の事情があったとしても、その趣旨を誤解した原処分庁の対応は、不適切なものであったと言わざるを得ない旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成15年5月16日（平成15年（行情）諮問第297号）

答申日：平成15年9月26日（平成15年度（行情）第312号）

事件名：特定個人から東京入国管理局に提供された他の特定個人に関する情報が記載された文書に関する不開示決定（存否応答拒否）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、平成14年10月に行った本件対象文書と同様の文書に対する開示請求に対して、原処分庁（東京入国管理局長）は86日間応答せず、当該請求を放置した旨述べている。

当該請求の取扱いに関する事実関係については、おおむね諮問庁の補充理由説明書記載のとおりであると認められるが、補充理由説明書に添付され提出された当該開示請求に係る文書（英文によるもの）を見ると、少なくとも法に基づく開示請求である趣旨は明らかであると認められ、当該文書が日本語によらず英語で記述されていたこと等の事情があったとしても、その趣旨を誤解した原処分庁の対応は、審査請求人の主張するとおり、不適切なものであったと言わざるを得ない。

しかしながら、そのことは、本件開示請求に係る文書開示の当否についての当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

審査請求人は、その他に、（ ）情報提供の事実があったことを前提に、当該情報が虚偽であるとして、虚偽の情報に対しては、法的保護は与えられず、法の規定する不開示事由該当性は認められないこと、（ ）審査請求人は情報提供者及び情報提供の事実を既に知っていること等から、本件存否情報が法5条1号に該当するとの主張は失当であること及び法8条の存否応答拒否をすることはできない旨を主張する。

しかしながら、法の適用は、提供情報が存在した場合にそれが真実であるか否か及び本件存否情報を審査請求人が知っているか否かにより左右されるものではないので、その主張は認められない。

審査請求人のその他の主張は、いずれも上記の当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 開示決定時の説明不足

開示決定通知書には、請求者が請求した文書（「提出した一切の文書」）について応答がなされていない部分がある（応答漏れである）としてなされた不服申立事件について、理由付記に不備があるとはいえないが、本件の場合には「提出した一切の行政文書」に含まれるものとして異議申立人が文書名を特記していることから、処分庁が、当該文書の対象文書該当性について何らかの言及をすることが望ましかった旨の付言をしたもの。

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成14年5月20日（平成14年（行情）諮問第160号）

答申日：平成14年11月29日（平成14年度（行情）答申第366号）

事件名：私立大学学科設置認可申請書等の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（3） 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、理由付記について法の条文を引き写したのみであり不十分であると主張するが、開示決定通知書の記載には、例示とはいえ、ほとんどの不開示部分と不開示事由の根拠法条の対応を示しており、このような記載が必ずしも十分とは言えないまでも、これを違法と言うことはできない。

イ また、異議申立人は、意見書において、学長及び学部長の個人調書及び教育研究業績書について開示決定通知書では、何ら応答がなされていないとして、理由付記の不備を主張している。一方、諮問庁は当該文書も含め「提出した一切の行政文書」という請求に対して一部開示決定を行ったものであるとしている。

本件開示請求書に記載された「提出した一切の行政文書」という請求内容に対し、本件開示決定通知書には「学科設置認可申請書、認可書、通知書、年次計画履行状況報告書」と特定した行政文書名が記載されていることから、諮問庁は、「提出した一切の行政文書」としてこれらを特定した上で開示決定を行ったものであり、「提出した一切の書類」には学長及び学部長の個人調書及び教育研究業績書は含まれていないとしたものと認められる。したがって、この点について理由付記に不備があるとはいえない。

なお、本件の場合には「提出した一切の行政文書」に含まれるものとして異議申立人が文書名を特記していることから、処分庁が、当該文書の対象文書該当性について何らかの言及をすることが望ましかったものと考えられる。

## 開示決定時の調査不足

処分庁が不開示とした内容が、既に他の開示請求に応じて開示されていたことが判明したので、諮問庁及び処分庁による調査が不十分であった旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成15年 8月28日（平成15年（行情）諮問第736号）

答申日：平成15年12月26日（平成15年度（行情）答申第481号）

事件名：福岡拘置所長指示「動体管理システムの運用について」の一部開示決定に関する  
件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

4 審査請求人の主張等について

審査請求人は、上記 から までにつき、 、 及び の部分を除きその他の部分を開示しても、矯正施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないとし、種々の主張をしているが、いずれも上記の当審査会の判断を左右するものとは言えない。

なお、審査請求人が、当初の審査請求書（平成15年1月9日諮問庁受理）において、「センサー型動体管理システム仕様書」が既に開示されている旨主張していたにもかかわらず、諮問庁は、本件諮問時にはそのような事実はない旨説明し、その後、審査請求人から、当該仕様書の写しが含まれた資料が当審査会へ提出（平成15年9月8日審査会受理）されて初めて当該事実を認めるに至っている。

この点について諮問庁は、審査請求人の上記の主張に基づき、処分庁に対し上記仕様書が開示された事実の有無を照会したところ、処分庁から、そのような事実がない旨の回答を受けたことによるものであるとしているが、諮問庁及び処分庁において、早期に的確な調査を行っていれば、当該仕様書が開示されていた事実を速やかに確認することができたものと認められる。

諮問庁及び処分庁における調査は不十分であったと言わざるを得ず、適切な対応が望まれるものである。

## 文書の適切な時期における公表

金融政策決定会合における議事録について、日銀法20条2項の規定によって政策委員会が決定した10年という公表期間に一律にとらわれることなく、個別の事案に応じて法上の不開示事由を検討し、適切な時期に公表等が行われることが望ましい旨の付言をしたもの。

平成15年度(独情)答申第32号においても同様な付言が行われている。

諮問庁：日本銀行

諮問日：平成15年6月16日(平成15年(独情)諮問第25号)

答申日：平成16年1月22日(平成15年度(独情)答申第31号)

事件名：金融政策決定会合議事録の一部開示決定に関する件

(中略)

第5 審査会の判断の理由

(中略)

(2) 法5条4号該当性

イ 不開示部分の検討

なお、金融政策決定会合における議論については、諮問庁においては相当程度詳細な議事要旨を公表しているものの、金融政策についての説明責任を十全に果たしていく観点からは、議事録についても、日銀法20条2項の規定によって政策委員会が決定した10年という公表期間に一律にとらわれることなく、個別の事案に応じて法上の不開示事由を検討し、適切な時期に公表等が行われることが望ましく、例えば、金融市場の局面が変化した場合等議事録に記載された審議の内容が公にされても日本銀行の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれなくなった場合には、金融政策決定会合の自由な討議の妨げにもならないと考えられることから、速やかに公表等を行うなどの措置が取られることを望むものである。

## 開示決定に当たっての更なる調査

不存在とされた文書のうち一部について発見されており，改めて本件対象文書の開示等決定をするに当たっては，更なる不存在とされた文書の検索・調査が行われることを期待する旨の付言をしたもの。

平成15年度（行情）答申第46号においても，同様な付言が行われている。

諮問庁：宮内庁長官

諮問日：平成13年7月13日（平成13年（行情）諮問第30号）

答申日：平成13年12月13日（平成13年度（行情）答申第81号）

事件名：昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定（行政文書非該当等）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

### 3 本件不開示決定の妥当性

以上のとおり，第1回会見録については，宮内庁書陵部において，歴史的資料として施行令3条に定める特別の管理がなされていることから，法2条2項2号の規定により，行政文書から除外されているものと認められるので，これを不開示としたことは妥当であるが，本件対象文書の一部である第3回会見録が複写されたマイクロフィルムは，行政文書として存在していることが確認されたことから，本件対象文書につきそのすべてが不存在であるとして不開示とした本件決定は，第1回会見録が行政文書に該当しないとして不開示とした部分を除き，取り消すべきである。

なお，その他の会見録についても，改めて本件対象文書の開示等決定をするに当たっては，更なる調査が行われることを期待する。

## 行政文書ファイル管理簿への誤登載

行政文書ファイル管理簿に誤登載があった事件について、誤登載が判明してから訂正時期までは4か月余りが経過しており、多数の文書について誤登載であることが判明している本件においては、随時訂正や開示請求者への訂正予定等の事情説明を行うなどの適切な措置をとるべきであった旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成14年8月8日（平成14年（行情）諮問第360号）

答申日：平成14年10月16日（平成14年度（行情）答申第249号）

事件名：高松刑務所における懲罰審査会議事録（平成13年10月及び11月分）の不  
開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 ホームページ上の登載について

諮問庁によれば、本件誤登載は、平成13年4月の情報公開制度の導入に当たり、最近の過剰収容に伴う職員の人員不足の中で膨大な作業に取り組みねばならなかったこと、そのため、現実に同議事録等を作成・保有しているか否かを確認しないまま行政文書ファイル管理簿を作成したことにより生じたものであるとしている。

しかしながら、誤登載は、当該議事録のほか多数の文書にわたっており、事務処理上、問題があったと言わざるを得ない。

また、諮問庁によれば、誤登載が判明した後、平成14年9月15日まで訂正を行わなかったことについても、適正な入力方法を再度指導・徹底した後に一斉に更新を行うことが再発防止の観点から有効であるとの判断等によるものであるとする。しかしながら、法38条の趣旨に照らすと、誤登載が判明してから訂正時期までは4か月余りが経過しており、多数の文書について誤登載であることが判明している本件においては、随時訂正や開示請求者への訂正予定等の事情説明を行うなどの適切な措置をとるべきであったと認められ、この点においても、処分庁及び諮問庁の対応は適切であったとは認められない。

## 第三者への対応

既に審査会に諮問され答申が行われた事件について、利害関係のある第三者からの不服申立てがあり、再度の諮問が行われた件について、このようなことを回避するため、事前に第三者に対する意見書の提出の機会を与え、あるいは、不服申立て後において、事案関係者に対して適時的確に情報提供や意見照会等を行い、必要に応じて行政不服審査手続に参加させるなどの措置を行うことが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成14年5月30日（平成14年（行情）諮問第189号）

答申日：平成14年8月2日（平成14年度（行情）答申第138号）

事件名：現在の神奈川県労働局地方労災医員名簿の開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

#### 4 開示請求事案の迅速な解決について

なお、本件事案のように、新たな開示決定等について、利害関係のある第三者から不服申立てが行われ、これを適法として再度の諮問がされたことにより、審査会が同一事案について再度調査審議することは、開示請求事案の迅速な解決の趣旨に沿わないものと考えられる。

このようなことを回避するため、開示決定等をするに当たって、あらかじめ法13条により第三者に対する意見書の提出の機会を与え、あるいは、不服申立て後において、事案関係者に対して適時的確に情報提供や意見照会等を行い、必要に応じて行政不服審査手続に参加させるなど、情報公開法及び行政不服審査法に定める諸般の手続を有機的あるいは効果的に行うことが望まれる。

## 行政機関間における判断の相違

同一内容の開示請求を複数の機関に行ったところ、その判断が異なった件について、当審査会の答申を踏まえ、国の行政機関間における判断の齟齬が解消されることを期待する旨の付言をしたもの。

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成13年12月4日（平成13年（行情）諮問第215号）

答申日：平成14年6月17日（平成14年度（行情）答申第68号）

事件名：船員の上陸許可申請書等の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 審査請求人のその他の主張について

（1） 審査請求人は、関係行政機関や関係地方自治体に対し、本件対象文書と同種の情報が記載された文書の開示請求をしたところ、全部不開示としたのは諮問庁のみであり、石川県においては、入出港届等につきそのほぼすべてを開示している旨主張する。

しかし、同一の情報であっても、提出された関係機関の遂行する事務事業の性質等によって、その意味内容が異なる場合があり得ることは否定できないところ、その点はさておくとしても、当審査会の答申を踏まえ、国の行政機関間における判断の齟齬が解消されることを期待する。また、各地方自治体における同種の情報の取扱いについては、現時点で統一された考え方や基準が定まっているものとは考えられず、審査請求人も認めるとおり、開示の実施機関が異なる以上、それぞれの条例を適用した結果としての開示・不開示の個別判断が、当審査会の判断を拘束するものと解する理由はなく、この点に関する審査請求人の主張は、上記の判断を左右するものではない。

## 不服申立内容の確認

不服申立人の真意を十分に確認せずに諮問を行った事件について、不服申立てを受けた行政機関においては、不服申立てについての取扱いが申立人の真意に沿うものとなるよう、その趣旨を十分に確認した上で諮問を行うことが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成14年2月25日（平成14年（行情）諮問第59号）

答申日：平成14年9月20日（平成14年度（行情）答申第185号）

事件名：第二東名自動車道建設に係る特定の土地等の取得に関する文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 諮問の一部取下げについて

本件は、平成14年2月25日に諮問がなされた後、異議申立人から異議申立ての趣旨が明確にされたことから、同年8月29日に至って、諮問の一部が取り下げられたものである。迅速かつ的確な調査審議のためには、このような事態が生ずることは好ましくないので、不服申立てを受けた行政機関においては、不服申立てについての取扱いが申立人の真意に沿うものとなるよう、その趣旨を十分に確認した上で諮問を行うことが望まれる。

## 自署の開示

それ自体は開示が相当とされ得る情報（氏名）が、自署であることによって不開示情報に該当する場合には、当該氏名自体の開示については、情報提供など適宜の方法により対応することが望ましい旨の付言をしたもの。

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成14年6月28日（平成14年（行情）諮問第260号）

答申日：平成14年12月20日（平成14年度（行情）答申第394号）

事件名：特定学校法人の学校法人会計基準第4条に定める計算書類の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

（イ） 公認会計士の自署による氏名及びその印影について

監査報告書には、公認会計士として業務を遂行したことを証明するために、公認会計士法の規定により当該監査に關与した公認会計士の自署及び押印が必要とされている。この自署及びその印影は、公認会計士としての業務を行うために必要とされるものであり、法5条2号の情報としての要素を持つものであるが、同時に公認会計士個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報として法5条1号に該当するものと認められるので、この点について検討する。

公認会計士の登録をしたときは、公認会計士の職責の重要性にかんがみ、その旨官報に公告することとされている。このことからすると、公認会計士の氏名自体は、個人を識別できる情報であるが、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として、法5条1号ただし書イに該当するものと解される。しかしながら、自署による氏名については、前記のように広く配布することを目的とせず作成された本件学校法人の監査報告書に記載された公認会計士の自署による氏名であること及び自署が個人を特定するために極めて重要な機能を有するものであることを考慮すると、これが一般に公にされることが予定されているものと言うことはできず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは言えない。

また、押印による印影についても、前記（ア）で述べたのと同様の理由により、公にすることが予定されているものとは言えない。

したがって、監査報告書における公認会計士の自署による氏名及びその印影は、法5条1号ただし書イには該当せず同号の不開示情報に該当するものと認められる。

なお、公認会計士の氏名のように、それ自体は開示が相当とされ得る情報が、自署であることによって不開示情報に該当する場合は、不開示とせざるを得ないものであるが、当該氏名自体の開示については、情報提供など適宜の方法により対応することが望ましいものであることを付言する。

## 移送

情報公開法に基づき移送が行われた事案において、移送元である行政機関から異議申立人に送付された移送通知において、具体的にどのような文書が移送されたか明確にされていないので、移送した文書を明示すべきであった旨の付言をしたもの。

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成14年 9月 5日（平成14年諮問第397号）

答申日：平成15年 4月10日（平成15年度（行情）答申第19号）

事件名：特定の財団法人の一部民営化に関して通商産業省が行った行政指導等の具体的施策に関する文書の一部開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

5 その他の文書の存在について

本件一部開示決定について異議申立人は、本件対象文書以外に、理事長就任のいきさつ等通産省の行った行政指導の具体的内容が示されている、開示請求の対象となる行政文書が存在する旨主張する。

これに対して、諮問庁は、本件開示請求は、経済産業省に対してなされたものであるところ、同省において調査の結果、本件対象文書以外に該当する行政文書が存在しないとして移送を受けたものであることから、本件対象文書以外の行政文書が存するかについては、諮問庁において審理することは妥当ではないとしている。確かに、法12条1項に基づく事案の移送については、移送元の行政機関において開示請求対象とされている文書についての特定が行われ、その後移送されることから、移送先の行政機関においては、文書の開示に当たっては移送を受けた事案（文書）について不開示情報該当性の判断等を行えば足りるものであり、それ以外に対象文書があるかどうかについて判断する必要はないものと認められる。

しかしながら、本件対象文書の移送に当たっては、移送元である経済産業省から異議申立人に送付された移送通知において、具体的にどのような文書が移送されたか明確にされていないかった。

上記のとおり、移送というものは文書を特定して行われるものであるから、経済産業省としては、異議申立人への移送の通知の際に、特定し諮問庁に移送した文書を明示すべきであったと考えられる。また、本件については移送が行われたという特殊事情及び異議申立人が請求する行政文書として具体的な例を明示していることにかんがみれば、経済産業省においては、開示請求の対象となる文書は当該文書以外には存在しないということであれば、その旨を何らかの形で異議申立人に明示することが必要であったと考えられる。

## 審査会に対する説明

諮問庁の審査会に対する説明が十分でなかったことについて、今後、適切な理由説明を行うことを望む旨の付言をしたもの。

諮問庁：防衛庁長官

諮問日：平成15年7月28日（平成15年（行情）諮問第574号）

答申日：平成16年3月31日（平成15年度（行情）答申第767号）

事件名：特定の秘密漏えい事件に関する海上幕僚長への報告に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 諮問庁の本件諮問への対応について

上記2（2）イに記載のとおり、調査報告書の原案が本件対象文書に該当し得るものと考えられることから、当該原案について言及しなかった諮問庁の理由説明は、不十分であったと言わざるを得ない。今後、諮問庁においては、適切な理由説明を行うことを望むものである。

## 裁決・決定時における不服申立人への説明

開示決定通知書で示した対象文書の文書量が、実際の文書量よりも多かった件について、本件異議申立てに対する決定をする際には、枚数の差異が生じた経緯及び理由を併せて明らかにすることが望まれる旨の付言をしたもの。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成15年7月16日（平成15年（行情）諮問第525号）

答申日：平成16年3月29日（平成15年度（行情）答申第727号）

事件名：公金横領疑惑に付随する接待問題等に関する調査の回答書の不開示決定に関する件

（中略）

第5 審査会の判断の理由

（中略）

3 本件諮問等について

（2）本件対象文書は上記1で述べたとおりであり、本件開示請求に基づき既に開示されている「調査結果」によれば、620名より回答を得たとされるが、当審査会が法27条1項の規定により諮問庁に対して本件対象文書すべての提示を求めたところ、提示された回答書は256枚であった。諮問庁の説明によると、回答は回答書によるほか電話等によるものもあったということであるが、諮問庁においては、本件異議申立てに対する決定をする際には、回答の件数と本件対象文書の枚数の差異が生じた経緯及び理由を併せて明らかにすることが望まれる。